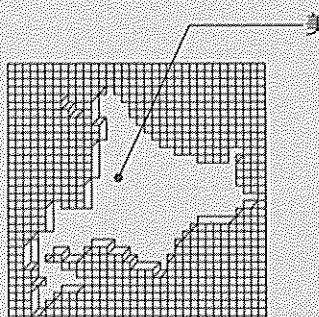


地域農業研究叢書 No.15

稻作限界地帯における農業展開と振興方向

——美深町農業振興計画に係わる地域診断報告書——



社団法人 北海道地域農業研究所

はじめに

美深町は、旭川市の北約100キロに位置する人口約7千人の町である。気候的にみると、気温は年平均4.8℃と低く、昭和54年1月には-34.9℃を記録しており寒さは非常に厳しい。また、土壤的にも重粘土壤が広く分布しており、れきが出現するは場も多く見受けられる。こうした厳しい自然条件下で、水稻、畑作、酪農畜産が営まれており、まさに水稻、畑作の限界地における農業である。

水稻を基幹とし畑作、酪農によって発展してきた美深農業は、1970年にはじまった減反政策によって大変貌を余儀なくされる。減反前には1,660haもあった水田作付けが「減反」によって一気に約300haへと80%も減少した。減反後、水稻作から畑作や酪農畜産への転換、うるち米からもち米の転換などによって農業の振興が図られるが、同時に、農家の兼業への傾斜も強く、そのことがその後の美深農業の展開へ長く影を落としている。

ここ数年来の米や畑作三品の価格低迷、農家の高齢化、担い手の減少などから、必ずしも農家の営農意欲は高いとはいえず、今後の美深農業をどう展開させるかを明確にすることが焦眉の急となっている。美深町においては、今後の農業は個別完結型の経営形態のみでは生産の維持拡大は困難との考えに立ち、地区ごとに営農集団を組織した。しかし、営農集団の在り方や運営方法については参考となる事例も少なく、美深町の農業形態にふさわしい独自の営農集団を模索している段階である。

当地域農業研究所に依頼を受けた地域診断は、こうした困難な現状を地域の外から客観的立場に立って、具体的に問題点を指摘し、更に農業振興策を提言して欲しいというものであった。その意に沿うよう、現地農協および関係機関の方がたと研究スタッフが度々検討を重ねた結果が本報告書である。全ての面について充分な調査・検討ができたとは言い切れないが、本報告書のなかの一部でも現実の計画に反映され、困難な情勢のなかにあって美深農業の将来を切り開く一助となれば幸いである。

なお、本報告を作成するに当たって、機械共同利用や作業受委託、農地流動化対策などの先進事例を調査した。調査に協力頂いた関係農協・団体および町村の皆さんに、ここに記して心からお礼申し上げたい。

1993年6月

(社)北海道地域農業研究所

所長 千葉燎郎

— もくじ —

I. 地域診断実施の課題と考え方	佐久間 衛	1
1. 診断のねらい		1
2. 診断に対する姿勢		1
3. 検討課題		1
(1) 美深農業の展開過程		1
(2) 現状分析		2
(3) 地域農業の基本方向		2
(4) 営農集団活動について		2
(5) 農業活性化センターについて		2
II. 地域農業の軌跡と到達点	東山 寛	3
1. 本章の構成		3
2. 地域農業の展開と画期		3
(1) 戦前・戦後農業の展開と画期		3
(2) 最近の地域農業の動向		8
(3) 美深町農業の三本柱		12
3. 地域農業の抱える緊急の課題		13
(1) 地区農業の現況と特色		13
(2) 烟作地帯が抱える課題		17
(3) 野菜作の先進集団が抱える課題		18
4. 結びにかえて—地域農業の進路をさぐる		19
III. 美深町農業の基本方向	佐久間 衛	23
1. 地域農業再編の考え方		23
(1) 外部環境の変化		23
1) 府県農業および道内地域間の相互依存関係		23
2) 自由化問題		24
3) 消費者ニーズの変化		26
4) 労働力問題		26
(2) 地域農業の再編と内部条件		26

1) 風土条件	26
2) 歴史的視点から	27
3) 農業構造上の制約	27
2 . 長期戦略について ー想定されるシナリオ	30
(1) 現状のまま成り行きに任せた場合	30
(2) 高収益作目の産地化を推進した場合	31
(3) 規模拡大による土地利用型畑作経営の可能性	31
(4) 家族経営以外の形態による経営	31
3 . 野菜の産地化について	32
(1) 品目選択	32
(2) 販売戦略について	33
(3) 部会組織の育成強化	33
4 . 地域農業の振興とその担い手	33
(1) 関係機関の連携	34
(2) 農協組織の活性化	35
(3) 人づくり	36
5 . 結び	36
 IV. 美深町における営農集団の課題と方向	柳村 俊介 … 38
1 . 美深町における営農集団体制の現状と課題	38
(1) 正念場に立たされている畑作農業	38
(2) 営農集団体制の現状	38
(3) 営農集団の課題	39
2 . 土地利用計画の推進	39
(1) 農地問題への思い切った対策を	39
(2) 土地利用計画の策定	40
3 . 農業生産法人による集団的土地利用の形成	41
(1) 農業法人を含んだ営農集団の構想	41
(2) 関係機関の支援	43
4 . 地域農業システムの構築	44
(1) 地域農業システムの核としての農協	44
(2) 関係機関の連携強化による総合的な地域振興を	44

V. 「美深町農業活性化センター」の役割と営農指導の強化	中村 正士	46
1. 美深町における「農業活性化センター」構想とその役割		46
(1) 「農業活性化センター」設置計画と背景		46
(2) 現段階での「農業活性化センター」構想の内容		47
(3) 「地域農業技術センター」の概念		48
2. 農協の営農指導事業の現状と課題		52
3. 「農業活性化センター」の在り方		55
(1) センターの運営体制について		55
(2) 企画・調整機能		55
(3) 農家の教育研修機能		56
(4) 試験・研究機能		56
(5) 情報の収集・提供機能		57
4. 他町村での農業技術センターの参考事例		57
(1) 風連町農業振興センター		58
(2) 厚真町農業経営センター		59
(3) 北村農業技術拠点施設		61

I. 地域診断実施の課題と考え方

1. 診断のねらい

美深町の農業は、戦前、畑作から稲作に転換、だが度重なる冷害凶作の前に水田は全面的に畠地に還元された。戦後は昭和30年代に入って再び水田に戻り、その後、国の稲作減反政策のもとで高率の転作を余儀なくされた。美深町農業は、限界地帯稲作の典型といえよう。中小規模畑作では将来に展望を見出せず、後継者は流出、経営者の高齢化は急速に進んでいる。このまま推移すれば、地域農業の崩壊にもつながりかねない。

今回の診断は、こうした危機的状況の中で美深町農業を再編していくうとすれば、経営方式はどうあるべきか、また、個別経営の枠を越えて地域農業システムを構築しようとすれば、その具体的な内容としてどんなことが考えられるか、といったことを課題に調査を進めてきたものである。特に農協側からは、発足して日の浅い地区営農集団の具体的活動方向を提示して欲しいという要望があった。

2. 診断に対する姿勢

地域農研の診断に対する姿勢としては、研究者の主觀に偏ることなく、ある程度の結論がまとまつたところで中間報告の機会を持ち、結論の妥当性について、現地側の判断を仰ぐようにしている。調査担当者は、細かい点まで現地の実情に通じているわけではない。したがって、統計数字の結果を仮説（理論）に無理に合わせて解釈しようとする危険が無きにしも非ずなのである。そうした弊害を防ぐ意味で、まことに足繁く現地に足を運ぶことが当地域農研の研究姿勢だと考えている。そして現地の関係者と数多く接することで現地側が啓蒙されるメリットがあろうし、研究者の方にも現場に学ぶメリットがあるのである。

3. 検討課題

美深町農業は数多くの問題を抱えているが、今回の報告では、次の諸点を中心にまとめた。

(1) 美深農業の展開過程

美深農業は、これまで開拓以来、紆余曲折を経て今日に至ったわけであるが、その歩みを振り返ってみることで歴史的制約条件を見出すことができる。基本方向を打ち出すとすれば、地域の歴史的個性を無視するわけにはいかない。

(2) 現状分析

地域農業戦略は、地域農業の「強み、弱み」を知ることから始まる。そこで美深農業の農業構造について、農業統計資料を活用し、問題点を浮き彫りにするように努めた。

(3) 地域農業の基本方向

農業をめぐる外部環境の変化と地域の主体的条件（特に経営条件）をつき合わせて、将来の美深農業の再編方向を検討した。また、地域農業の姿は、外部環境によって一方的に規定されるものではなく、関係機関の農業振興に対する取り組み方いかんに大きく影響されるので、この点についても要約的に触れた。

(4) 営農集団活動について

本調査の目玉は、営農集団活動にあった。そこには、もはや個別対応ではどうにもならないほどに高齢化が進んでいることへの悩みがあった。ここでは、日本農業における生産組織の歴史的変遷を踏まえ、将来の生産組織の展開方向と農業支援体制を含めた地域農業システムのあり方を大胆に提示した。

(5) 農業活性化センターについて

美深町は農業活性化センターの設立を計画しているが、ミニ試験場的発想では、農業活性化に寄与することが少ないと言わねばならない。今日、「農協は情報センターであるべし」と言われるが、活性化センターは、外部の研究機関と連携して、幅を広げた情報センターとしての機能をもつべきであろう。本調査では、各地の農業センターの事例調査を通して農業活性化センターのあるべき方向を提示した。美深町農業は、限界地農業なるが故に經營者の高齢化が進み、地域農業再編の主体的エネルギーが他町村に比べて弱い点が問題であるが、危機的状況を深く認識することが、次への飛躍の契機となることを期待したい。調査担当者も、報告書を提出して終りということではなく、農業再編が軌道に乗るまで細いパイプでもよいか繋がっていきたいと願うものである。

II 地域農業の軌跡と到達点

1. 本章の構成

本章ではまず美深町農業の展開の軌跡を歴史的にあとづけ、次いで現在の地域農業の到達点をその問題点も含めて把握することを試みている。これが本章の主眼であるが、最後につけ足しとして今後の地域農業のありうべき進路についても若干検討しておく。ただしこの点については本報告書の総括にあたる部分で具体的に述べられるはずである。

2. 地域農業の展開と画期

(1) 戦前・戦後農業の展開と画期

美深町農業の展開の軌跡を模式的に示したものとして図II-1を掲げておく。以下の叙述の参考にされたい。

1) 戦前農業の展開と画期

①「澱粉王国」の誕生

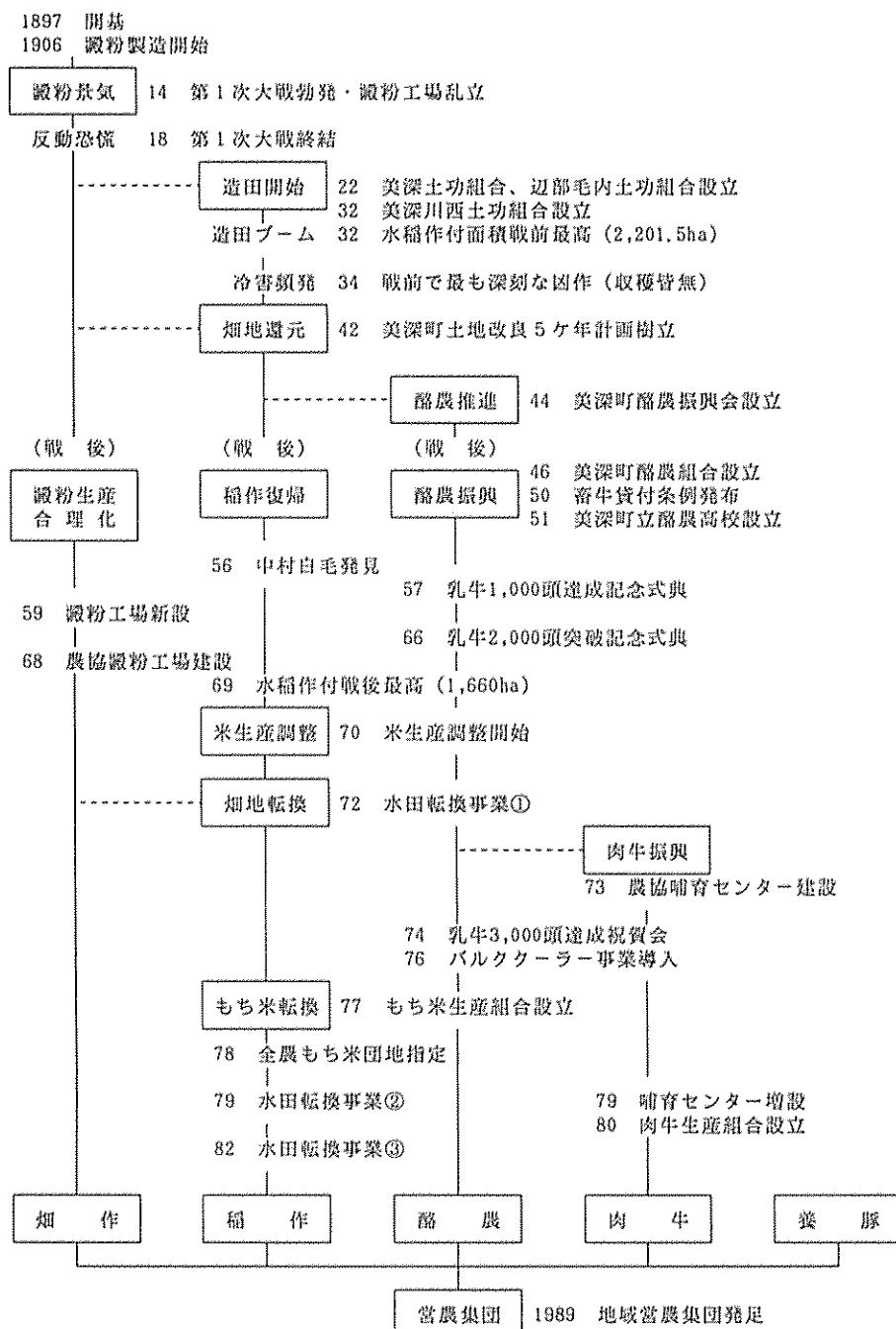
美深の農業は澱粉原料用ばれいしょを基軸にした畑作から出発した。澱粉製造は1906年に村内の農家が、当時道内の先進地であった八雲村から技術者を招致し、水車を動力にした澱粉製造施設を築造したのを嚆矢とする。のちには蒸気機関、石油発動機も動力として使用されるようになり、1910年には下名寄村において20の澱粉工場が存在したとの記録がある。

しかしながら本格的には、1914年に勃発した第一次世界大戦下の欧州市場への輸出急増とそれとともに価格騰貴によって、澱粉製造業は大きく浮揚されたのである。この澱粉景気と共に澱粉工場が乱立し、ばれいしょの作付は耕地の約7割を占めるまでに至った。村名を美深に改称した1920年には、142の澱粉工場が村内に存在したとの記録がある。周辺地域の澱粉原料用ばれいしょの集散地として「澱粉王国」との勇名を馳せた時代である。

②「造田ブーム」の到来

この「澱粉景気」は1918年の大戦終結と同時に輸出が途絶することによって終息する。澱粉価格は暴落し澱粉製造業は次第に衰滅していくとともに、ばれいしょ連作による原生的地域の消耗は、従来の略奪的な畑作農法の転換を迫るものとなっていた。これに対して打ち出されたのが、土功組合の設立による水田開発、すなわち稻作への転換である。1922年に設立された美深土功組合は、天塩川右岸の平坦な2,100haの一帯を対象にして、1924

図Ⅱ-1 美深町農業の展開過程 (1897~1992)



資料：本文末尾の参考文献などによって作成。

注1：各項目の数値は年次（西暦）

2：水田転換事業①とは道営美深東地区水田転換事業（1972～75）

②とは道営美深北第1・第2地区農地開発事業（1979～82）

③とは道営美深中央地区農地開発事業（1982～90）

年には灌漑溝の掘削工事を完了し、ただちに通水をおこなった。この後とくに1927年以降の4年連続の豊作とあいまって「造田ブーム」が村内を席巻し、1932年には水稻作付が史上最高の2,200haにまで急伸した。水田開発はのちに天塙川右岸の高台（美深川西土功組合、灌漑面積77ha）、北部の山間地（辺部毛内土功組合、同188ha）にまで及んだ。

当時は「タコ足」に代表される寒冷稻作技術の一応の確立を背景に、全道的にも爆発的な稻作の拡張と北進が進んでいた時代である。美深もその例外ではなかった。

③予期せぬ「強制畠地還元」

しかしながらこの「造田ブーム」を昭和初期に頻発した連續冷害凶作が直撃した。深刻な冷害年であった1931、32、34、35年における反収はそれぞれ2kg、0kg（収穫無し）、4kg、18kgとほとんど収穫皆無に近い状態であった。この後農家自身の自主的な判断による畠地還元が進行するが、1941年にまたもや収穫皆無に近いような冷害をこうむった。これによって農家の土功組合への負担金の支払不能が決定的な状態となった。そこで美深土功組合と美深川西土功組合は北海道庁に土功組合救済施策の指定を申請し、1942年に水田の畠地還元を条件に負債の全額解消をおこなった。これによって畠地還元に供された水田は900haに及び、水稻作付はピーク時の5分の1に当たる400haにまで後退した。またこの時に策定された経済更正計画では、不安定な稻作から畠作・酪農への転換が方針として打ち出されている。

この畠地還元はなにも美深に限ったことではない。当時「北海道農業の瘤は土功組合」と言われたほど稻作農家と土功組合は頻発する冷害と昭和恐慌のありをうけてどん底の状態にあり、これに対して当時の北海道庁は稻作の畠作、酪農への転換に対する助成・救済措置を「第二期拓計」の枠内で全道的におこなっていた。しかしながら、この畠地還元に対してわりあい好意的に協力した地域と猛烈に抵抗した地域があったことを忘れてはならない。当時の技術水準に照らしてとうてい無理な造田計画にもとづいた水田開発をおこなった地域では、ほとんど一度も収穫することができず農家の離農が相次いでいた。こうした地域では、残った農家が通常は稻作の数倍の面積を要する畠作・酪農へ転換することが可能な耕地拡大の条件があった。しかし、不安定ながらもぎりぎりの稻作をいとなんている地域では離農離村もなく、そのため畠作・酪農をいとなむに足るだけの耕地を確保することが難しい。こうした地域では戦時体制下の強権にもかかわらず、農家が畠地還元措置に対して激しく抵抗したのである。美深もそうであった。

2) 戦後農業の展開と画期

①酪農郷の建設をめざして

戦後においてまず積極的に振興されたのは酪農である。戦前に設立された美深町酪農振興会を1946年に美深町酪農組合に拡充改組した後、1948年策定の「農業復興5ヶ年計画」

のもとで全町的に乳牛飼養の普及がはかられる。具体的には1950年に町独自の「畜牛貸付条例」を全道でも先駆的に制定した。この制度は、町が「農業復興債権」を発行しその独自財源を原資として乳牛を購入し、「仔返し」を条件に農家に貸与するという仕組みであった（※1964年から払い下げ方式に転じ、1966年に全貸付牛の払い下げを完了した）。また、1951年には町立の酪農高校を設立するほどの熱の入れようであった（※1972年廃校）。また、1961年に導入された第一次農業構造改善事業においても基幹作物を酪農に定め、この時に成牛50頭規模の共同牛舎2棟が建設されている。

こうした一連の酪農振興施策によって「美深で牛を飼っていない農家はない」と言われたほど全町的に多くの乳牛飼養経営が創出された。ここに今日の酪農の基盤が形成されたのを見ることができるが、1976年頃より始まったバルククラーの導入をきっかけに専業分化が進行していった。

②「新鋭」澱粉工場の建設

戦後においても畑作の基幹作物はやはりばれいしょであった。1946年頃よりばれいしょの凋萎（ちょうい）病が蔓延するという大問題が発生したが、周囲の町村とも連携して対策措置に奔走した結果、1949年頃には罹病率はかなり低下したと言われる。上述の酪農振興はこうした畑作の地力増進対策という意味もあったわけである。

一方、個人・部落営の澱粉工場も50ほど製造を継続していたが、1950年代後半頃より澱粉生産の合理化が企図される。すなわち、1959年に「新農村建設総合対策事業」の融資事業によって完全自動機械を装備した2つの澱粉工場が建設され、既存の工場はあらかた統廃合された。1968年にはこの施設が老朽化したのを受けて、農協直営の澱粉工場が新設され、この時点では全町の澱粉製造は一本化された。

③稲作復帰と「中村白毛」の発見

戦後はもう一方で、戦前において畠地還元の憂き目にあった水田がそのまま復元するかたちで徐々に稲作復帰が進展した。この背景として基本的には畠作の不振をあげができるが、それと共に畠作で自立可能な耕地規模を確保しうる条件が希薄であったため、ある程度の低位性・不安定性を覚悟で稲作へ向かう農家の行動原理があったことも看過しえない。

また、この時期に発見・改良された耐冷品種「中村白毛」の普及があずかった力も大きい。1956年は深刻な冷害年であったが、「農林34号」の栽培圃に早生で稔実の良い株があり、農業改良普及所（1949年設立）による選抜試作（抜圃）を経た1959年に発見農家の名を冠して「中村白毛」と命名された。最盛期の1960年代後半で全町の水稻作付の約半分ほどまで普及し、上川北部や網走などの他地域でも栽培がおこなわれた。水稻作付は1965年には1,000haを突破し、戦前のピークには及ばないものの「減反」直前の1969年に戦後最高の1,660haまで回復する。

④「減反」の開始と過剰反応

1970年より開始された「減反」に対して、美深では年々割当を大幅に上回るかたちで「減反」がなされた。目標達成率は1970年、71年、72年でそれぞれ4.7倍、2.8倍、3.8倍であった。その結果、1973年時点での転作率はすでに80%を超え、水稻作付はわずか数年間で約300haにまで急速に後退する。

以後現在に至るまでこの状態が固定化するわけだが、この「過剰反応」の背景として考えられるのは次の諸点である。第1に、当時の転作奨励金がもたらす収入と低位・不安定的な稲作所得の比較考量をおこなった場合、奨励金取得を有利と考えた農家が多かったこと。第2に、耕地の一部分のみを転作に振り向けることが困難な「かけ流し」の水田が大半であったこと(※基盤整備事業の導入は「減反」開始と同時にその機運が立ち消えになった)。第3に、町は1969年に前述した「中村白毛」の奨励品種登録申請をおこなっていたが、「系統がはっきりしない」という理由で却下され、稲作に対する「あきらめムード」がひろがったこと。「あれ(中村白毛)はよく穫れた」と懐古的に語る稲作農家は今でも多い。またこのことは、後にうるち米に見切りをつけてもち米生産へ転換していく契機ともなった。第4に、町内の公共事業に関連した土木・建設業を中心とした農外就業の機会に比較的めぐまれ、転作・休耕+兼業という形態をとることが可能な条件があったこと。この兼業傾斜は後述するように現在に尾を引く問題である。

また、減反初期は地域一律配分方式がとられており、かつ「いざれは稲作に復帰できる、一時の緊急避難」との理解が美深でも一般的であった。その後の「地域の実績に応じた」割当という地域傾斜配分方式への変更が、今日の大規模減反の固定化をもたらしたという側面もある。

⑤「減反」後の新展開

第1に、うるち米からもち米への転換があげられる。もち米の栽培は1971年頃より始められていたが、1977年にもち米生産組合が設立され、翌年には全農のもち米団地指定を受けた。これにともなって町内の水稻生産はほとんど100%もち米に転換した。飯米生産も中止するほどの徹底的なものであった。

第2に、農協のテコ入れによる肉牛部門の導入があげられる。これは上述した戦後の酪農の展開を背景とした乳用雄子牛の肥育素牛生産である。当時は血清をとるくらいしか利用価値のなかったぬれ仔を有効活用しようという発想から始められた。1973年に農協によって哺育センターが建設され、1979年にこれが増設された。その翌年には肉牛生産組合が設立されている。

第3に、転作田を対象にした土地改良事業が導入されたことを述べておかなければならない。1972年から合計3回にわたって道営の補助事業である「水田転換事業」が導入された。これは主として転作田の除れきを目的としたものであったが、1984年の制度運用上の変更によって事業を導入した転作田が「転換畠」として認定されることとなり、1987年か

らは転作奨励金交付が打ち切られるという遺恨を残すこととなった。現在、美深では転作面積のほぼ半分が「転換畠」となっている。

(2) 最近の地域農業の動き

次に最近の地域農業の動きをいくつかの指標をもとにみておこう。

①農家減少の動向

最近の農家戸数減少の特徴として、戸数減少の主流が兼業農家から専業農家に転じたことを指摘できる。表Ⅱ-1にみるように、1980～85年と1985～90年にかけての5年間に農家戸数は同じく65戸ずつ減少しているが、1980年代の前半は農家減少の大半がⅡ兼農家で占められていたのに対して、最近5年間では一般専業農家の減少分がまことに大きい。また、高齢専業農家が一貫して増加してきており、1990年には戸数構成比でも14%を占めるまでとなっている。

表Ⅱ-1 専兼別農家戸数の推移（美深町）

	合計	一般 専業	高齢 専業	I 兼	II 兼
(実数)	戸	戸	戸	戸	戸
1980	588	196	33	180	179
85	523	181	58	155	129
90	458	148	65	143	102
(増減)	戸	戸	戸	戸	戸
1980～85	△65	△15	25	△25	△50
1985～90	△65	△33	7	△ 7	△27
(構成比)	%	%	%	%	%
1980	100	33	6	31	30
85	100	35	11	30	25
90	100	32	14	31	22

資料：農業センサス各年版より作成。

表Ⅱ-2 地目別耕地面積の推移（美深町）

	合計	田	普通畠	牧草地
(実数)	ha	ha	ha	ha
1980	4,374	775	1,840	1,706
85	4,474	409	2,339	1,652
90	4,604	468	2,477	1,605
(指数)	%	%	%	%
1980	100	100	100	100
85	102	53	127	97
90	105	60	135	94

資料：表Ⅱ-1と同じ。

表Ⅱ-3 主要作物作付面積の推移（美深町）

	水 稲	小 麦	小 豆	ばれい し ょ	て ん さ い	牧 草	青刈り トウモロコシ
(実数)	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
1983	308	344	490	440	386	2,190	304
84	306	340	463	461	332	2,290	319
85	326	424	458	499	325	2,170	320
86	341	429	482	485	297	2,270	350
87	332	543	475	485	266	2,250	322
88	331	566	431	482	285	2,350	339
89	326	622	445	435	293	2,370	334
90	320	585	387	429	270	2,360	380
91	317	556	435	336	258	2,280	331
92	312	571	424	285	213	2,520	265
(変動係数)	%	%	%	%	%	%	%
1983～92	3.6	19.8	6.6	15.4	15.3	4.2	8.7

資料：作物統計各年版より作成。

②耕地面積の動向

表Ⅱ-2 にみるように、耕地面積は最近10年間で約5%の増加を示している。耕地自体が減少するという地域農業の危機的事態は免れているわけだが、地目別にみると水田が40%減、普通畑が35%増、牧草畑が6%減であり、水田の畠地化が急速に進んだことを指摘できる。これは上述した「転換畑」の存在と密接に関連した動きであると思われる。

③作付の動向

最近10年間の主要作物の作付をみたのが表Ⅱ-3である。作付変動が相対的に小さい作物として水稻、小豆、牧草、デントコーンをあげることができる。とくに水稻は作付変動が小さく、300haという水準は非常に固定的に推移してきている。逆に作付変動が大きい作物として小麦、ばれいしょ、てんさいといった畠作物をあげることができる。このうち小麦は増加基調、ばれいしょとてんさいは減少基調で推移してきている。とくに畠作の基幹作物であるばれいしょは、最近2～3年間の減少が著しい。

また、表Ⅱ-4によって野菜栽培の動向をみておこう。戸数・面積ともに多い品目は、かぼちゃ、スイートコーンであり、次いでアスパラである。また、戸数の多さではいちご

がこれに次いでいる。最近数年間に新たな販売品目として登場したものも多く、とくにかぼちゃは急増傾向にある。

表Ⅱ-4 品目別野菜栽培戸数と作付面積（美深町）

	1990		1991	
	栽培戸数	作付面積	栽培戸数	作付面積
	戸	ha	戸	ha
アスパラ	42	25.6	60	39.9
ゆり根	6	1.5	6	1.0
ながいも	—	—	5	0.7
たまねぎ	4	1.8	6	2.8
かぼちゃ	88	82.4	98	119.9
スイートコン	98	95.3	109	110.6
ながねぎ	11	1.7	3	1.1
きやべつ	?	?	4	3.8
にんじん	?	?	5	0.8
いちご	?	?	18	1.3
はくさい	?	?	6	2.6
ごぼう	?	?	1	0.4
ほうれんそう	?	?	4	0.3
だいこん	?	?	1	0.5

資料：役場作付動向調査より作成。

注：不明分をのぞいた

④畜産の動向

最近10年間の乳牛、肉牛、豚の飼養頭数をみたのが表Ⅱ-5である。乳牛は頭数変動が相対的にもっとも小さいが、最近2～3年間は増加基調にある。肉牛は一貫して増加傾向を示し、10年前にくらべて総頭数は約3倍に増加している。その拡大テンポはまことに急速である。豚は横ばいないしは若干の減少基調で推移してきている。

表Ⅱ-5 畜種別家畜総飼養頭数の推移（美深町）

	乳用牛 うち 2歳 以 上	肉用牛 うち 乳用種	豚 うち 子取り 用めず				
(実数)	10頭 1983 84 85 86 87 88 89 90 91 92	10頭 370 358 359 364 364 364 370 388 426 457	10頭 242 235 232 234 238 238 215 245 265 282	10頭 176 177 225 269 317 356 390 ?	10頭 168 171 219 255 303 349 382 ?	10頭 296 377 267 258 266 250 241 ?	10頭 35 45 34 31 35 30 33 ?
(変動係数)	% 1983~92	% 8.3	% 7.3	% 34.5	% 35.7	% 14.5	% 17.0

資料：畜産統計各年版より作成。

⑤農業粗生産額・部門構成の動向

最近10年間の農業粗生産額の動向をみたのが表Ⅱ-6である。豊凶による年次変動はあるが、耕種部門と畜産部門がほぼ半々という構成に変化はない。ただしその中味をみれば、耕種では野菜部門が、畜産では肉牛部門がその生産額・部門構成を顕著に高めてきている。

表Ⅱ-6 部門別農業粗生産額の推移（美深町）

	合計	耕種	米	麦類	雜穀・豆類	いも類	野菜	工芸農作物	畜産	肉用牛	乳用牛	豚
(実数)	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万
1982	3,663	1,900	409	180	434	374	85	418	1,763	115	1,426	202
83	3,338	1,436	90	208	280	420	75	363	1,902	220	1,435	227
84	3,474	1,560	438	115	272	311	88	336	1,914	222	1,390	284
85	3,698	1,730	435	209	385	280	87	332	1,868	366	1,355	223
86	4,108	1,825	426	263	361	465	95	309	2,183	428	1,524	212
87	3,785	1,668	372	176	447	288	111	249	2,117	446	1,465	167
88	3,801	1,736	340	277	373	351	123	260	2,065	395	1,502	137
89	3,659	1,708	429	238	302	325	144	258	1,851	392	1,390	129
90	3,851	1,736	403	254	195	416	229	238	2,115	278	1,656	149
91	4,073	1,887	358	195	254	430	379	260	2,192	374	1,640	135
(構成比)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1982	100	52	11	5	12	10	2	11	48	3	39	6
83	100	43	3	6	8	13	2	11	57	7	43	7
84	100	45	13	3	8	9	3	10	55	6	40	8
85	100	47	12	6	10	8	2	9	53	10	37	6
86	100	47	10	6	9	11	2	8	53	10	37	5
87	100	44	10	5	12	8	3	7	56	12	39	4
88	100	46	9	7	10	9	3	7	54	10	40	4
89	100	47	12	7	8	9	4	7	53	11	38	4
90	100	45	11	7	5	11	6	6	55	7	43	4
91	100	46	9	5	6	11	9	6	54	9	40	3

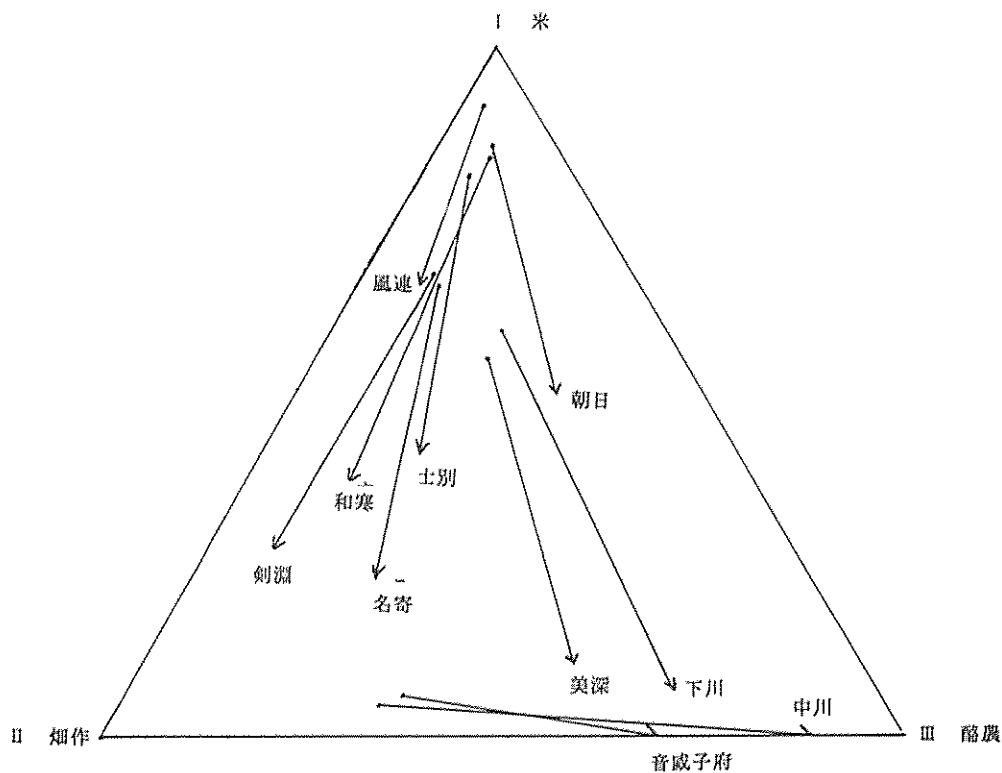
資料：生産農業所得統計各年版より作成。

(3) 美深町農業の三本柱

「稻作・畑作・酪農は美深の三本柱」という言葉があるそうである。上述してきたように、歴史的にみるとこの三本柱は畑作→稻作→酪農の順で形成され、畑作の限界を克服するかたちで稻作が登場し、稻作の崩壊のなかから酪農が登場した。そしてこの酪農の展開の延長線上に肉牛が登場してきた。

この三本柱のバランスを大きく崩したのが「減反」であった。その過程を図Ⅱ-2によって確認しておこう。図では美深も含めて上川北部の市町村に関して「減反」直前と現在の農業部門構成の変化を示した。他の市町村と比べて美深はかなりの急テンポで稻作が後退したこと、また、構成変化の方向として畜産へ傾斜していくことがわかる。ここには名寄以南の市町村が畑作（野菜作）の方向へ展開していくこととの明白なコントラストを見ることができる。

図Ⅱ-2 上川北部市町村の農業部門構成の変化（1968→1990）



資料：『農業所得統計』『生産農業所得統計』各年版より作成。

注：I（米）+II（畑作=穀類+雜穀・豆類+いも類+野菜+工芸農作物）

+III（酪農=肉用牛+乳用牛）=100（%）とした。

3. 地域農業の抱える緊急の課題

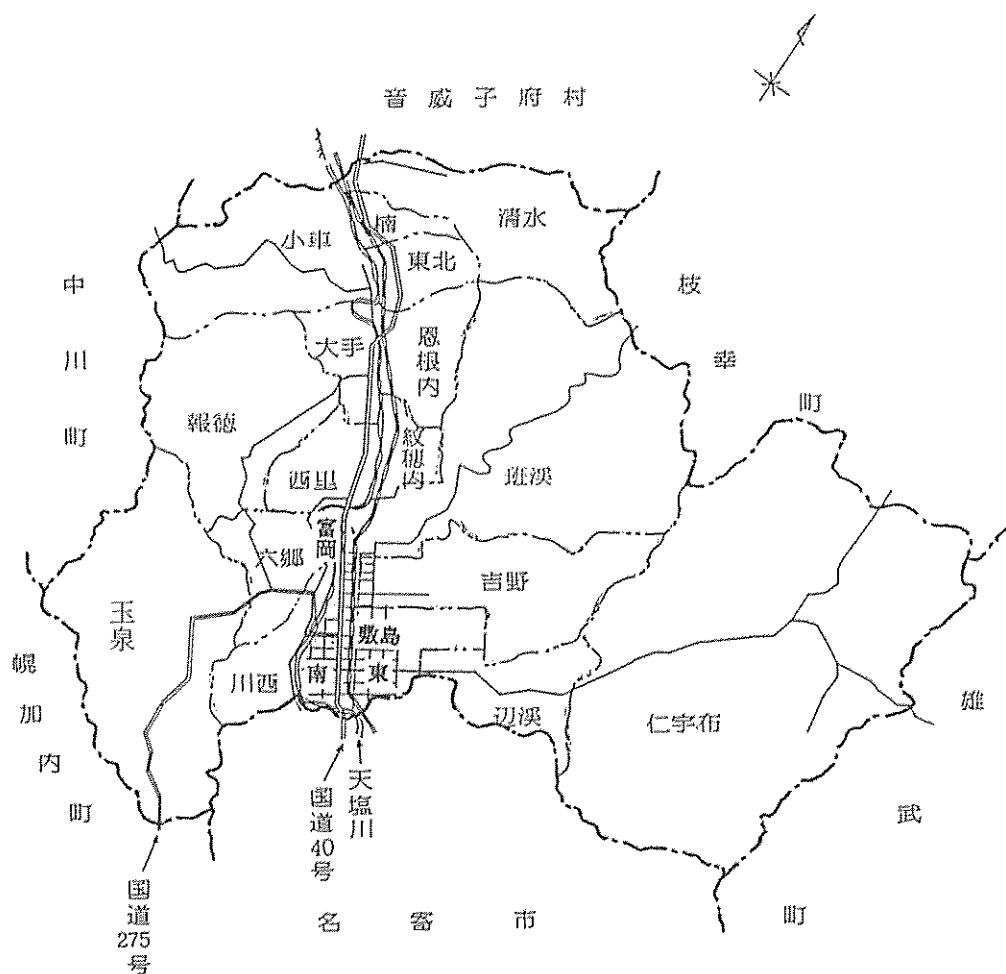
(1) 地区農業の現況と特色

美深町では現在、農協の主導のもとに全町を12の地区にわけた営農集団が組織されている。それぞれの地区（営農集団）の位置を図Ⅱ-3に、また、各地区的農業概況（経営形態と作付構成）を表Ⅱ-7に示した。

美深町の農業はその地域的特色から大きくいって三つの地帯に区分できる。

まず第1に町東部の仁宇布（にっぷ）地区であるが、この地区は市街からおよそ23km離れ周囲を山林に囲まれた盆地に立地している。酪農及び種子馬鈴しょを軸にした畑作が営

図II-3 営農集団と地区の位置（美深町）



注：営農集団と地区の対応は以下の通り。

川西営農集団：川西・六郷地区、西紋営農集団：西里・紋穂内地区、
恩根内営農集団：恩根内・報徳・大手・東北・小車・楠・清水地区、
その他は営農集団名と地区名が一致している。

表Ⅱ-7 地区別・經營形態別農家戸数と作付構成（美深町・1991）

	合 計	仁 宇 布	辺 渓	東 南	敷 島	吉 野	班 渓	富 岡	川 西	玉 泉	西 紋	恩 根 内
(經營形態)	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
合 計	398	9	16	46	58	25	36	29	24	26	16	43
耕種	295	4	14	36	58	21	30	22	23	12	10	35
田専	30	—	—	1	9	5	6	—	8	1	—	—
畑専	230	4	14	35	37	13	17	20	11	5	10	34
田畑	35	—	—	—	12	3	7	2	4	6	—	1
畜産	57	5	1	7	—	—	4	4	—	7	1	5
酪専	47	5	1	4	—	—	3	2	—	7	1	5
肉専	5	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—
酪肉	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
豚専	4	—	—	2	—	—	1	1	—	—	—	—
複合	46	—	1	3	—	4	2	3	1	7	5	3
田酪	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
田豚	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
畑酪	31	—	1	1	—	1	2	2	—	6	3	3
畑肉	8	—	—	1	—	1	—	—	1	1	2	—
畑豚	5	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	3
(作付構成)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
水 稲	7	—	2	1	32	14	17	2	50	5	—	1
小 麦	12	—	4	15	24	19	20	16	13	6	3	16
豆 類	11	—	21	14	20	22	16	19	13	5	13	15
馬鈴しょ	7	12	27	1	—	0	1	9	0	3	25	19
てんさい	6	—	11	6	7	3	5	9	6	4	15	8
野 菜	7	0	5	7	7	7	18	8	6	7	13	8
牧 草	38	88	24	41	3	19	19	29	5	55	25	26
デントコーン	7	—	4	10	—	1	1	6	1	14	5	4
そ の 他	4	—	3	5	8	15	3	2	6	2	0	4

資料：經營形態は農協調査。作付構成は役場『作付動向調査』より集計作成。

注：市街地部分を含まず。

まれている。

第2に市街地を含む町南部地区であり、辺渓（べんけ）、東、南、敷島、吉野、班渓（ばんけ）、富岡、川西、玉泉地区から構成される。この地帯の農業の典型は、天塩川流域の平坦部における稻作と、天塩川近傍・山間部における畑作・酪農に代表される。

第3に町北部の西紋、恩根内地区からなる地帯であり、純畑作・酪農地帯という特色をもっている。

次に、表II-7によって経営形態についてみれば、町全体でもっとも多い形態は畑作であり、398戸中230戸（77%）と圧倒的なウェイトを占めている。次いで田作、田畑作、酪農、酪畑がそれぞれ30～50戸程度を占めている。

しかしながら、ひとくちに畑作といつてもそこにはふたつの地帯・タイプが存在することに注意を喚起しよう。表II-8は、各地区的耕地面積に占める「潜在水田」並びに「転換畑」地目のウェイトを示したものだが、町南部では稻作から転換した「転換畑」作とでもいうべき特異な畑作が展開している。表にみるように、町南部地帯は「潜在水田」地目のウェイトが高く、かつては水田地帯であったが、高率転作と水田の畠地化の結果、とく

表II-8 地区別耕地面積と潜在水田面積（1991）

	経営 耕地 (A)	潜在 水田 (B)	転作 合計 (C)	うち 転換畑 (D)	B A	C B	D A
仁宇布	ha 251	ha —	ha —	ha —	% —	% —	% —
辺渓	121	42	40	23	35	95	19
東	364	259	256	144	71	99	40
南	348	303	217	10	87	72	3
敷島	162	133	113	9	82	85	6
吉野	280	236	193	146	84	82	52
班渓	350	154	147	125	44	95	36
富岡	174	156	78	13	90	50	7
川西	410	127	111	37	31	87	9
玉泉	184	28	28	13	15	100	7
西紋	436	107	104	80	25	97	18
恩根内	1,294	37	37	34	3	100	3
合計	4,402	1,582	1,324	634	36	84	14

資料：役場作付動向調査と転作関係資料より作成。

に東、吉野、班渓地区では「転換畑」地目のウェイトが高く40~50%にも達している。いずれの地区でも現在の経営形態の主流は畑作であるが、このタイプの畑作は稲作から転換したという性格ゆえに規模の狭小性という特徴をもっている。

いずれにせよ、美深において畑作経営が圧倒的なウェイトを占めているということからしても、美深町農業の振興課題はまずもって畑作の振興課題であると言わなければならぬ。

(2) 畑作地帯の抱える課題

そこで代表的な畑作地帯の現況と問題点についてふれておくこととする。

まず、「転換畑」作の代表的な地帯として東地区をとりあげる。この地区における経営形態と農家構成の特徴について示したのが表II-9である。

東地区の農家は大部分が畑作農家であるが、表にみるように畑作農家の専業比率はきわめて低く、ごく少数の専業経営をのぞけばその大半が兼業に傾斜している。また、高齢農家、貸付農家のウェイトも高い。逆に、畜産農家はすべて農業専業経営であり、畑作との明確な対照をみることができる。農家の階層分化と経営形態分化が直結し、両極に分化しきった状況がそこにはある。こうした異質な農家層をいちおう営農集団というかたちで包摂し、いかなるかたちでひとつのまとまりを持った地帯として農業振興を図っていくか、これが畑作地帯の基本的かつ緊急の課題である。

次に、もうひとつの畑作地帯として、町を代表する純畑作地帯である西紋地区の状況をみておこう。

表II-9 東地区の農家構成 (1992)

	合計	専業農家	兼業農家	高齢専業	貸付農家
合 計	戸 46	戸 12	戸 21	戸 5	戸 8
田 専	1	—	—	1	—
畑 専	35	4	20	3	8
酪 専	4	4	—	—	—
酪 畑	1	1	—	—	—
肉 専	1	1	—	—	—
肉 畑	1	1	—	—	—
豚 専	2	1	—	1	—
豚 畑	1	—	1	—	—

資料：當農集団長からの聞き取りによる。

表Ⅱ-10は地区農家の将来意向に関する内容を整理したものであるが、一見して後継者不在の状況がまことに深刻なものであることが見て取れる。加えて、5年先の経営意向に関する設問の結果をみても、依然として兼業からの脱却が困難な状況にあることが推察される。また、離農（経営移譲）に関する意向では、売却・在村離農を志向する傾向が強くあらわれており、こうした放出農地のスムースな取得、有効利用をめぐる問題も重要な検討課題として浮かび上がってこよう。

表Ⅱ-10 西紋地区的農家意向（1992）

設問	項目	戸数
農者	い る	6
業の	いるが未定	9
後存	い な い	22
繼在	不 明	6
5 経 年當 先意 の向	専 農 兼 農 離 農 うち農地売却希望 〃 貸付 〃	15 19 9 7 2
経受 當給 移後 譲の 年生 金活	売却ならば離村 賃貸ならば在村して他産業従事 賃貸して在村、借手に協力 売却賃貸して在村、買手・借手に協力 在村して地元に協力 在村して気楽に暮らす	2 5 4 1 5 1

資料：當農集団長調べ（調査戸数43戸）。

(3) 野菜作の先進集団が抱える課題

こうした畑作が抱える問題を打開する方策のひとつとして、野菜作の導入・取り組みが考えられるが、次にその点についてもふれておこう。

美深における野菜作導入の先進的な農家集団として「えぞぐり会」をあげることができる。えぞぐり会はかぼちゃの生産・販売出荷（共選共計）をおこなっている農家組織であ

り、大手種苗業者から種子の提供・技術指導を受けつつ成長した組織である。なお、この種苗業者の技術者の栽培講習会を全町農家を対象にして開催するなどして、町内の野菜作普及にもひと役かっていることも付け加えておく。

この組織の興味深い点は、ほぼ地区単位に「小グループ」を組織していることである。すなわち、現在「えぞぐり会」の名のもとに吉野地区、恩根内地区、班溪地区で三つのグループが組織されているが、それは吉野地区のグループを「本家」的な存在として、他の二つはなれば「のれん分け」というかたちで組織された経緯をもっている。種苗の提供、栽培技術の指導（大手種苗業者）、出荷先（札幌市場）という点では「えぞぐり会」として一致しているが、製品についてはそれぞれが異なる小ブランドをもっており、製品出荷用の箱もそれぞれ独自のものを製作している。

この「小グループ」化の理由として、地区ごと、農家ごとの品質格差・技術格差にもとづく言ってみれば初心者集団と玄人集団の差ということもあるが、他方で出荷先の市場からの要請とも合致しているという側面もある。つまり、「小グループ」化が市場に対する対抗力をつけさせないための手段として機能させられているという側面もあるのではないかと考えられる。

推察するに、生産拡大に応じたあらたな販路開拓が組織としては今後の重要な検討課題となってこようが、もう一方でこうした「小グループ」化のもたらすデメリットをかんがみれば、地域共販・農協共販の意義は現在でもいささかも失われていないと言つていい。

4. 結びにかえて—地域農業の進路をさぐる

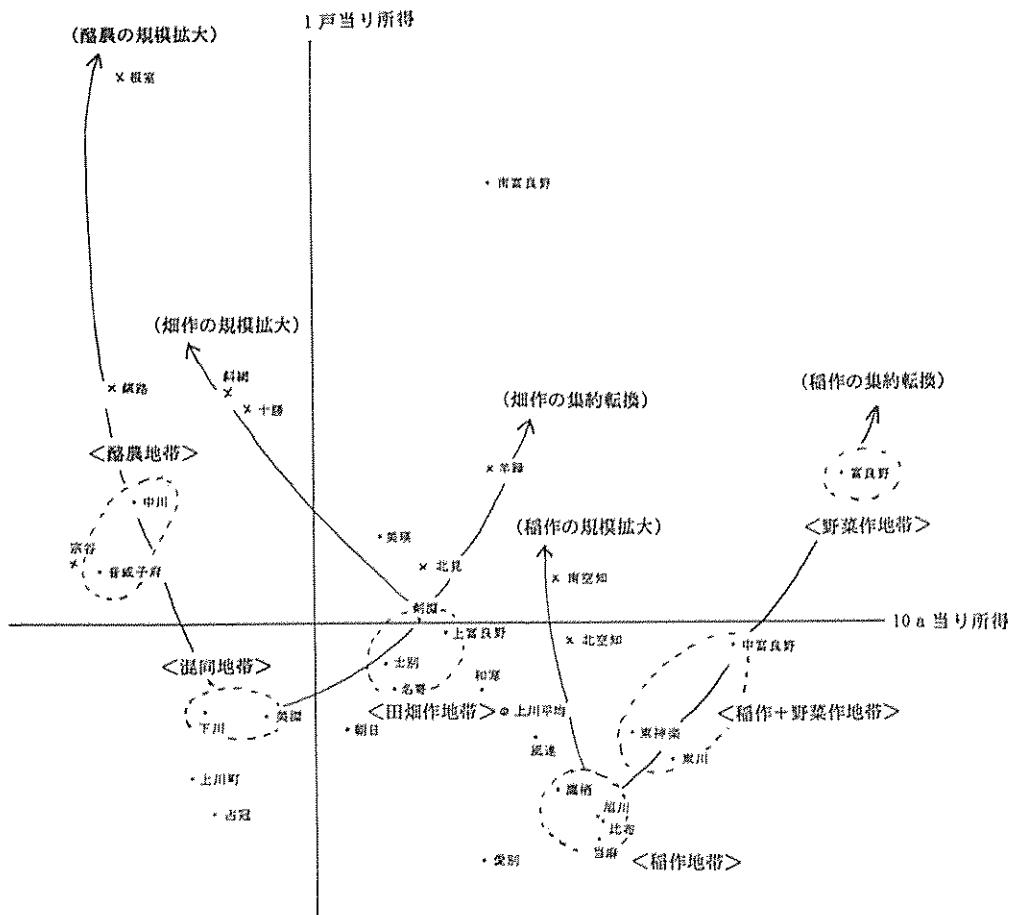
本章の締めくくりとして、美深町農業のありうべき進路をさぐる意味合いから図II-4を掲げた。この図では、上川管内の全市町村と、併せて北海道の代表的な農業地帯について、耕地10a当たりの農業所得と農家1戸当たりの農業所得の相関をプロットしてある。

表II-1付も参考しながら上川の農業地帯を図示したように六つに区分した。第1に富良野に代表される野菜作地帯。第2に中富良野、東神楽、東川に代表される稻作+野菜（集約）作地帯。第3に、旭川を中心とした上川盆地の稻作地帯。第4に、名寄盆地、名寄以南の上川北部の田畑作地帯。第5に美深、下川に代表される混同地帯であり、田畑作から酪農への移行地帯と言い換てもよい。第6に音威子府、中川に代表される酪農地帯である。

まず、地帯別の10a当たり農業所得（土地生産性）をみると、野菜作>稻作>畑作>酪農という土地生産性の序列を反映して、野菜作地帯>稻作+野菜作地帯>稻作地帯>田畑作地帯>混同地帯>酪農地帯の順となっている。

同様に、地帯別の1戸当たり農業所得をみると、野菜作地帯と酪農地帯がほぼ同水準でもっとも高い。また、田畑作地帯>混同地帯という地域序列と稻作+野菜作地帯>稻作地帯と

図 II-4 10a 当り農業所得と一戸当たり農業所得の相関 (1989~1991平均)



資料：『生産農業所得統計』各年版より作成

注1：全道平均を原点にして作図した。

2：根室、釧路、宗谷は各支庁管内の平均値。その他の地域は以下の市町村の平均値を用いた。

北空知：妹背牛・秋父別・北竜、南空知：北村・南幌・長沼・十勝・帶広
・音更・芽室・斜綱：斜里・浦河・小清水、北見：北見・端野・訓子府、
羊蹄：真狩・留寿都・京極

いう地域序列を見ることができる。

そこで、これらの地帯別に農家所得を高める可能な道筋について矢印で示してみた。美深についていえば、まず田畠作の集約化を進め、土地生産性を高めていくという方向性(「集約化」)があろう。この道筋のうえには、道北青果団地にイメージされる名寄以南の田畠作地帯があり、さらにその延長線上には北海道の集約畑作の典型である北見周辺や羊蹄山麓の畑作地帯がある。

表Ⅱ一付 上川管内の農業概況（市町村別）

		立地条件			専兼構成			1戸 当り 経営 耕地 面積	地目構成			農業部門構成				
		可 住 地	林 野 地	耕 地	専		I		普 通 田	牧 草	畑 畑	畠 野 飼 米			農 業 部 門 構 成	
					業	兼	業	兼				作	菜	農		
上 川 管 内 の 農 業 概 況 （ 市 町 村 別 ）	中 川	%	%	%	%	%	%	a	%	%	%	%	%	%	%	%
	音 威 子 府	14	86	6	66	24	10	2152	0	32	68	—	8	5	84	
	美 深	12	88	7	55	33	12	1932	—	44	56	—	31	1	67	
	川 下 川	13	87	8	47	31	22	1005	9	48	43	9	28	9	49	
	名 寄	12	88	6	42	28	30	1080	14	21	65	6	10	14	65	
	北 風 連	37	63	18	42	35	23	926	26	48	27	21	18	29	22	
	士 別	36	64	22	23	62	14	658	80	15	5	62	16	12	8	
	部 劍 淵	40	60	26	31	53	16	840	53	20	27	37	26	12	20	
	和 寒	48	32	50	39	50	11	954	47	45	9	26	47	19	7	
	朝 日	34	66	21	39	47	13	797	60	28	12	34	28	31	10	
		10	90	4	20	49	31	886	59	14	26	46	15	4	34	
上 川 管 内 の 農 業 概 況 （ 市 町 村 別 ）	上 川	15	85	2	33	26	42	666	26	16	58	24	12	7	46	
	愛 別	18	83	8	27	40	34	384	86	4	10	58	3	7	9	
	川 比 布	47	53	31	27	45	28	414	92	5	3	63	7	17	4	
	当 麻	34	66	22	24	47	29	446	87	12	1	61	7	18	0	
	中 鷺 栖	54	46	34	24	51	25	525	86	9	6	74	7	14	5	
	旭 川	46	54	21	29	37	34	389	79	13	8	57	6	22	5	
	央 東 神 楽	79	22	51	28	46	26	519	74	17	8	45	7	34	11	
	東 川	29	71	15	22	40	38	486	84	16	1	56	5	33	0	
	部 美 瑛	45	55	19	62	31	7	1266	19	69	11	13	46	24	12	
上 川 管 内 の 農 業 概 況 （ 市 町 村 別 ）	上 富 良 野	48	52	29	45	43	12	895	32	61	7	17	40	24	6	
	中 富 良 野	61	39	47	26	60	14	586	66	30	3	31	16	47	2	
	南 富 良 野	31	69	18	48	43	9	735	34	61	4	10	15	64	7	
	南 富 良 野	15	85	5	60	29	12	1219	9	51	40	4	26	63	6	
	古 冠	8	92	1	43	12	45	794	18	15	67	0	13	9	76	

資料：1990農業センサス、生産農業所得統計、日本アルマナックより作成。

注：農業部門構成の畠作は麦類、雑穀・豆類、いも類、工芸農作物の合計。

また、酪農は乳用牛、肉用牛の合計値を用いた。

また、もうひとつの道筋としていっそうの畜産への特化・規模拡大という方向性が考えられよう。この道筋のうえには、天北酪農との地帶的連続性をもつ音威子府、中川があり、さらにその延長線上には根釧が位置している。

いずれにせよ、美深はこれまでいくたびも画期的な農法転換をおこなってきた歴史をもっている。それを支えてきた北限のたくましい農民のエネルギーをいまこそ結集し、画期的な地域農業革新の原動力として遺憾なく發揮されることを願ってやまない。

【参考文献・参考資料】

- ・崎浦誠治「北限地域の農民にお根強い米作志向」『農業と経済』1969. 2
- ・美深町『美深町史』1971
- ・美深町農協『びふか農協史』1979
- ・北海道農業会議『稲作北限地域における減反と農業就業構造』1980
- ・美深町郷土研究会『美深ふるさと散歩』1988
- ・美深町もち米生産組合『10年の歩み』1988
- ・美深町『美深町農業生産総合振興計画書』1989
- ・美深町『美深町農業振興地域整備計画書』1991
- ・美深町酪農有志『白い零』1991
- ・美深町肉牛生産組合『牛歩のごとく』1992
- ・西尾六七「私の中の歴史」『北海道新聞』(夕刊、連載記事) 1992
- ・美深町農協『新しい地域農業づくり(5カ年計画)』1992~96年度
- ・美深町農協『協同のあゆみ ごあんない』
- ・美深町『農業の概況』
- ・美深町『作付動向調査』
- ・美深町『美深町の畜産』

Ⅲ. 美深町農業の基本方向

1. 地域農業再編の考え方

一般企業では同じことを30年続けていると潰れると言われる。それは企業を取り巻く国内経済、国際経済の変化と、経済発展に伴って消費者の価値観やニーズ、同業企業間の競争関係が変わり、さらに技術革新等の変化があって、それに適応できない企業は脱落を余儀なくされるからである。したがって、企業は絶えず市場環境の変化を睨み、自社の経営資源と突き合わせて自社の強みを發揮できる戦略を模索しているのである。

ところで地域農業は風土条件に規定されるところが大きいので、他産業のように機敏な社会環境の変化への適応は要求されないが、時代の先を読む先見性は、農業といえども必要である。稻の減反政策がスタートしたとき、それを緊急避難と受け止めた所と、消費者の食生活が変わって米の消費が減りつつあるとの理解に立ち、新たな地域農業の再編を模索した地域とでは、その後の農業の発展に大きな距たりを生じた。後者の代表的事例としては、月形の花きや東神楽、富良野等の野菜の産地化が挙げられよう。

美深は減反が始まると農外就業の道を選択、地域のリーダー自身も地域農業再編への展望をもっていなかった。というよりも、昭和45年に農協が再建整備の指定を受け、長期計画に基づいて先行投資をしていくという経営環境になかった。また、現実的に考えると転作奨励金で負債を償還し、生活費は農外収入で賄う方が実利的であったのである。

それでは地域農業の再編において考慮すべき点は何か、以下要約的に述べておこう。

(1) 外部環境の変化

1) 府県農業および道内地域間の相互依存関係

今日、運輸・通信技術の革新によって青果物や花きの道外移出の制約は解消された。生乳までも全国流通の時代に入ったのである。したがって、北海道の枠内だけで物を考える時代ではない。ある一定量の需要をめぐって日本列島全体の各地域が、それぞれの風土的個性や経営条件を生かして、どのように地域分担すべきかが課題となっているのである。

はじめに府県農業からみていこう。府県農業の将来にとって最大の制約条件は、担い手問題である。府県農業は担い手の側面から大きく変貌していくことになる。ちなみに、全国で新たに後継者として農業に従事するのは年間1,700人位と言われ、その数は新たに医者になる数よりも少ないという。北海道は、そのうち400人位を占めている。

稲作においては、将来300万戸が飯米自給のII兼農家となり、作業受託やリースで企業的経営に進むのは20万戸位と見られている。したがって、担い手の面から北海道に立地移動してくる作目が増えてくるだろう。これまでも土地利用型作目で反当所得の低いものは、

北海道に集約されていたが、今後は夏場の重量野菜だけでなく、軽量野菜においても季節分担との係わりがあって増えてくるであろう。

つぎに現状の畑作4品をどう考えるかである。道内の主産地である十勝、網走の地位は不動だとしても、その他の中小規模畑作地帯においては、経営の内包的拡大を志向し、でん原馬鈴しょは加工向けまたは食用向けに、また伝統的畑作物の一部を野菜に転換する所が増えている。大規模畑作地帯の十勝ですら野菜の導入に努めているのであるから、中小畑作地帯としては当然の方向であろう。

こうした他管内の動向からすると、美深の畑作経営は、上川北部の周辺町村のように高収益作目を導入した内包的経営拡大の方向と、これまでの粗放畑作作目を中心に外延的拡大（耕地拡大）方向のいずれを選択すべきかの岐路に立たされている。美深の農業発展の歴史をみると、畑作志向の歴史ではなく、稲作志向の歴史であり、したがって一戸当たり耕地規模も十勝に比べて小さかったし、反収も劣り、大型機械を駆使するのにも不向きである。農家は「美深では水田なら買うが、畠地は買わない。引受け手は牛屋さんだろう」という。中小規模畑作経営では自立経営達成の目処は立たず、これまで転作奨励金に支えられて維持してきたと言ってよい。この支えが大幅に縮小されたり、無くなれば、十勝や斜網の畑作経営に遠く及ばないことは言うまでもない。白滝村の齊藤農場は、美深以上の不良条件にありながら200haの耕地で肉牛、野菜を加味した畑作経営を開拓しているが、こうした大規模企業が将来誕生するかどうかは、後継者のいる中核農家の動きと地価や農地移動の動向にかかっている。

ともあれ、当地域の畑作の相対競争力は、十勝や斜網の畑作主産地に劣り、酪農も根訓や十勝に比べると競争力が強いとは言えない。すべてが転作奨励金の支えによって経営を維持してきたのである。

2) 自由化問題

農業をめぐる外部環境の変化の中で最も影響が大きいのは、農畜産物の輸入自由化である。肉牛生産は既にその影響をもろに受けているし、乳製品が自由化されれば加工乳比率の高い北海道酪農は危機に追い込まれる。畑作4品にしても価格の上昇は望べくもない。十勝の農家が花き栽培の学習会まで開いているのは、こうした自由化の動きに備えてのことである。

表III-1は、北海道中央農試が、畑作物価格が低下した場合の専業経営下限規模を試算したものである。十勝管内で平成2年（'90年）における専業下限規模が17.3ha、これが畑作物価格の5%低下では20haを必要とし、15%の低下では約31ha、20%の低下なら約42haを必要とする試算している。また、表III-2は畑作物の価格低下に伴う農業所得率の低下を示したものであるが、15%の価格低下で所得率は、現状の34.3%から22.7%まで低下することになる。昭和60年をピークに畑作物価格は年々下落を続け、斜網地区では、

表Ⅲ-1 畑作物価格の低下に伴う専業経営下限規模の上昇

(単位: ha)

農家1戸当たり 平均経営耕地面 積(1990年)	1990年にお ける専業経 営下限規模	畠作物価格が低下した場合の専業経営下限規模			
		5%低下	10%低下	15%低下	20%低下
十勝地域	21.80	17.30	20.26	24.43	30.77
中央部	20.40	16.49	19.31	23.29	29.33
山麓部	23.77	18.79	22.00	26.53	33.41
沿海部	25.85	20.37	23.84	28.75	36.22
帯広市	19.73	15.45	18.09	21.82	27.48
音更町	18.11	15.48	18.12	21.85	27.52
士幌町	27.20	16.84	19.71	23.77	29.94
清水町	22.08	14.52	17.01	20.51	25.83
芽室町	21.51	18.86	22.08	26.62	33.53
中札内村	26.55	19.06	22.32	26.92	33.90
別村	32.25	19.53	22.87	27.57	34.73
幕別町	17.56	16.54	19.37	23.36	29.42
池田町	14.17	13.87	16.23	19.58	24.66
本別町	18.21	16.11	18.86	22.74	28.64
士幌町	32.38	20.89	24.45	29.49	37.14
鹿追町	24.13	17.34	20.30	24.48	30.83
新得町	18.54	18.00	21.08	25.42	32.01
足寄町	20.55	17.94	21.01	25.34	31.91
陸別町	26.01	20.19	23.64	28.51	35.91
忠類村	27.29	21.12	24.73	29.82	37.56
大樹町	31.68	21.00	24.58	29.65	37.34
広尾町	32.67	20.98	24.56	29.62	37.31
豊頃町	24.66	18.73	21.93	26.44	33.30
浦幌町	19.79	20.20	23.65	28.52	35.92
					48.49

表Ⅲ-2 畑作物価格の低下に伴う農業所得率の低下

(単位: 円、%)

	農業粗収益	農業経営費	農業所得	農業所得率
現状	87,465	57,487	29,978	34.2743
5%低下	83,092	57,487	25,605	30.8152
10%低下	78,719	57,487	21,232	26.9719
15%低下	74,345	57,487	16,858	22.6754
20%低下	69,972	57,487	12,485	17.8429

注 1)前掲表と同じ。

2)四捨五入による誤差を考慮して農業所得率は小数点第4位まで示した。

この4~5年で農業所得は2割位減ったと農協関係者は証言している。

もし価格の採算ラインが保証されていれば、伝統的畠作物は一貫機械化体系が確立しており、労働集約的な野菜や花きよりも一日当たり農業所得は高いし、大面積の耕作も可能である。だが米と同様、自由化圧のもとで価格の引き上げは望むべくもない。

3) 消費者ニーズの変化

消費者ニーズの変化は、需要の質の変化と捉え直してよい。消費者所得の上昇は食生活のあり方に変化を与え、いも類の消費が減って畜産物、特に牛肉の消費が伸びた。過剰基調下で需要が伸びているのは、牛肉と花き位のものである。

つぎに、消費者の健康、安全志向にも注目しなければならない。減農業、有機栽培が話題になっているが、今後、取り上げられるべき課題であり、美深の「セーフティアグリの会」などは農協としても支援すべきであろう。

4) 労働力問題

中規模畑作地帯では、どこでも経営の内包的拡大を志向しているが、その場合の最大のネックは労働力問題である。例えば、真狩村は全道一の食用ゆりの産地であり、一戸当たり農業所得においても十勝に引けをとらない。しかし、その分労働強化になっているわけで、普及員は「真狩の農家は働き過ぎだ」と言う。“ゆとりある農業を”と唱導されているが、その点では一貫機械化体系のきく土地利用畑作の方が優っていると言えよう。だが、これも自由化の影響で価格の低迷が続けば所得率が低下し、大規模畑作経営の相対的有利性は消し飛んでしまうことになる。

結局、畑作物の価格低迷が続けば、粗収入全体の中での畑作物の割合を減らし、逆に高収益作物の割合を高め、労力不足を調整するために草地と肉牛を結びつけていく。50ha規模になった場合、このような経営方式がよいのではないかと更別農協の阿部組合長は考えているが、傾聴に値しよう。

また、美深における畑作経営の省力化を図るためには、農協による作業の受託を検討するとか、作業請負会社の出現が望まれる。十勝ではすでに農機具会社で作業受託事業を始めている所がある。

野菜の産地化については、労力不足を懸念する声が強いが、農水省は野菜の機械化推進に大きな関心を寄せており、各農機具メーカーも生産者からの強い要望に応えて作業機の開発に力を入れ始めている。人参やアスパラの収穫機も試作された。また、プラグ苗の普及は育苗や定植の労力を大幅に軽減するだろう。斯くて野菜生産における労力問題は、将来、かなり緩和されるものと期待している。

(2) 地域農業の再編と内部条件

1) 風土条件

農業は気候や土壤等の風土条件によって立地する作物が規定される産業である。美深に関する測候所の資料はないが、気候的特色としては、冬季間積雪が多く、秋の雨が多いこ

と、夏季間は盆地的気候で気温が上昇するが、オホーツク高気圧の影響を受けて低温に見舞われ易い。したがって、冷害の被害を受け易く稻作限界地と称される所以である。

つぎに土壤条件としては、石礫が多いことである。美深という地名は、アイヌ語で「石礫の多い所」という意味だそうであるが、十勝や斜綱の火山灰土壤に比べると、機械の利用上からも条件が悪いと言わなければならない。また、周辺部の傾斜地には排水不良の重粘土地帯があり、そこでは畑作の高い生産力を期待することは無理であろう。その上、高台の地区では小さい沢が入り組んでいて不正形の圃場が多く、機械の作業率の悪い点もマイナス条件である。

礫が多いといつても白滝村よりは条件がよいが、ここで畑作経営主体の自立経営を達成するとすれば、十勝以上の規模拡大が必要であろう。

2) 歴史的視点から

美深町農業は、北見管内と同様、府県型農業（稻）と北欧型農業（寒地農業）の相克の歴史であった。すなわち、昭和初期には稻作を志向して大規模な造田が行われたが、度重なる冷害によって第二次大戦中に畠地還元を余儀なくされた。戦後は昭和30年代から再び水田が復活したが、45年からの国の減反政策によって再度畠作に戻っているのである。

戦後は戦前のこうした歴史的経緯を踏まえて西尾町長時代から酪農振興に力を入れてきた。その施策の結果として恩根内地区や仁宇布地区に酪農が定着した。もちろん、その他の地区にも乳牛が導入され、有畜複合経営が展開したが、バルクターラーの導入を契機に小規模飼養農家は、酪農部門を切り捨てた経緯がある。

水稻の減反政策は、美深町農業に決定的なインパクトを与えた。それは稻作から畠作への再転換と、農外就業の激増であった。短期的には奨励金に助けられて、全面的に稻を栽培するよりもむしろ有利であった。しかし、農外就業が一般化し、先の展望のない農業のもとで後継者は残らず、経営者の高齢化が急速に進んでいる。これまで転作奨励金に支えられて何とか成り立っていた畠作経営や畜産経営であるが、その奨励金の減額の中で美深町農業の危機が深まりつつあると言えよう。

3) 農業構造上の制約

(1) 後継者問題

美深町農業の農業構造（担い手、規模など）は激動期を迎えており、したがって、現状の実態をベースに経営の展開方向を描いてみても無意味である。地域の経営条件に適合した農業の基本方向を提示しようとすれば、経営の担い手や規模拡大の予測から着手しなければならない。

そこで平成2年のセンサスの資料を整理してみると、表III-3にみるように、150日以上農業に従事した者は、49歳以下は47.4%にすぎない。このことは、今後、若干の新規就

表III-3 150日以上の年齢別農業就業者数

計	16~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~
306	19	74	52	70	53	39	18
100.0	6.2	24.2	17.0	22.9	17.3	12.7	5.9
	47.4						

(資料) センサス(1990)

農者があったとしても、10年後には主業的農家（専業+Ⅰ兼）が半減することを意味する。町が策定した振興計画の中では、表III-4に示した予測をしているが、概ね妥当な数字であると言えよう。

表III-4 中核的農家の経営目標

當農類型	目標規模①	戸数②	①×②	必要流動化面積
水稻	12 ha	20 戸	240 ha	93
水田+畑作	10	30	300	117
畑作+野菜	12	50	600	573
畑作	20	46	920	182
酪農	38 (58頭)	26	981	
酪農+畑作	24.5(35頭)	38	931	137
肉牛(飼育)	20.6 (280頭)	5	103	67
(素牛)	11.0 (500頭)	13	143	59
合 計		228	4,223	1,236

(資料) 美深町農振興計画書、平成3年3月

つぎに、後継者の問題が重要である。後継者が確保されていなければ、地域農業は内部崩壊の危機を迎えるからである。表III-5は、16歳以上の同居あとづきの実態をしたものである。男のあとづきは約20%いるが、農業専従は5%にすぎない。つまり、あとづきのうち農業専従は1/4が農外主、1/5が非農業従事となっている。全農家の80%は男子あとづきが居らず、しかも現存するあとづきの僅か1/4が将来の農業経営の中核的担い手というのは、寂しいことである。

表III-5 16歳以上の男子同居あとづきの実態 (1990)

総農家数	計	農業専業	I 兼	II兼	非農家専従	無職
458	91	23	7	20	18	13
100.0	19.9	5.0	1.5	4.4	3.9	2.8
	100.0	25.3	7.7	22.0	19.8	14.3

(資料) 農業センサス

(口) 耕地規模

反当生産農業所得と専従者一人当たり生産農業所得の相関図に周辺町村と大規模畑作地帯の十勝地域と中規模畑作地帯の羊蹄山麓の町村の数値を落としてみるとV字型になり、その底辺部分に美深が位置づけられる。

専従者一人当たり生産所得は、〔所得＝年間労働日数×1日当たり農業所得〕なる式で示すことができる。美深が一人当たり専従者所得が低いのは、耕地規模が小さいにも拘らず省力的な土地利用型作目を中心しているからであり、上川北部の周辺町村が「左上り」になっているのは、土地利用型の畑作目に加えて野菜などの高収益作目の比重を高めているからである。他方、中川町が「右上り」になっているのは、酪農主体で反当所得は低いが、経営面積が大きいからである。真狩は一戸平均12haの規模であるが、食用ゆりや花ゆりの球根生産、大根その他の野菜生産が増えているため、十勝管内に負けない位の農業所得をあげている。つまり、労働集約的作目が多いからそれだけ年間労働日数が多く、反面、一日当たり農業所得は低いわけである。したがって、真狩の一人当たり農業所得は相対的に低くなる。十勝の一人当たり農業所得が高いのは、畑作4品を一貫機械化体系のもとで一戸平均26haと大規模経営をしているからであり、“ゆとりある農業”のためには、十勝や斜綱のように機械化による高い労働生産性に物を言わせて大規模経営を展開する方が現状では有利である。

結局、美深の場合は、小規模経営にも拘らず、転作奨励金があるため省力的な土地利用型作目に甘んじ、農業所得の不足分は専ら農外所得に依存する方向を選択しているが故に、農業自体の所得は低く現れているわけである。今後、離農の急増に伴って農地の売り物が増大するが、農業関係機関はその引き受手がなくて困っているという。これから出てくる離農跡地をどのように中核農家に集積していくかが大きな課題であるが、ここでは、その問題をひと先ずおいて経営論理の側面から地域農業の方向について考えてみたい。

第1に、〔生産農業所得＝反当所得×耕地面積〕であるから、耕地規模が相対的に狭小であれば、より反当所得の高い作目の割合を高めるのが当然のことであろう。第2は、農外就業、つまり兼業化の方向である。しかし、この選択はきわめて危険な道でないだろうか。後継者は残らず地域社会の崩壊につながりかねないからである。府県の場合は、山村を除いては、農業を継がないくとも周辺に労働市場があって通勤兼業が可能であり、家はなくならない。土地は将来、リースに出すか農作業の委託を考えるだろう。だが北海道は、通勤兼業の可能な地域は限られている。

第3に、もし伝統的畑作経営でいくとすれば十勝以上の耕地規模を実現しなければならない。取り敢えずは30haを目標とし、21世紀には40～50haを目標としなければならないだろう。しかし、急速な農地の取得は、農家負債の問題を惹き起こすだろうし、農家も農地取得については消極的である。そうだとすると、規模拡大はリースに頼るしかない。だが、高齢離農者は一括して現金を手にしたいであろう。高齢農家の最大の関心事は、「農地を

円滑に処分できるかどうか」なのである。したがって、急速な規模拡大の方向も実現の可能性は乏しいと言わねばならない。

以上三つの選択方向について検討してきたが、当面の基本方向は、高収益作目を導入した経営の内包的拡大方向にあると考えられる。

2. 長期戦略について 一想定されるシナリオ一

これまで地域農業戦略の考え方について述べ、外部環境、内部環境の主な項目について検討してきたが、最後に具体的戦略の可能性について述べることにしよう。

地域農業の振興にとって長期的ビジョンを確立することはきわめて重要である。しかし、これまでと異なり、時代の先を予測することが非常に難しくなってきた。それは、農業をめぐる外部環境、内部環境の変化において、予測困難な要因が多くなってきたからである。第1は、自由化の影響による農畜産物価格の予測、国も何らかの保護政策を実施するであろうが、先行き不透明であり、道内の酪農家の中には乳製品自由化を見越して弱気になり、離農する者が増えている。北大の牛山教授は、「日本経済を香港やシンガポールのように農業の無い国にする気か」とまで国の産業政策に対する批判を強めている。第2は、中核農家がどのように育っていくか、といった問題。第3は、今後、離農が続出することは十分予測されるが、その場合、土地の集積が円滑に進むかどうかである。それではここで予想される美深農業のシナリオを示してみよう。

(1) 現状のまま成り行きに任せた場合

高齢農家が引退し、土地の引き受け手が現れなければ、条件不良の土地から荒地化するだろう。また、40歳代以下の畑作農家は、自立経営を目指して規模拡大意欲をもっているが、20ha位の規模拡大では、償還金を差し引くと収支相償わず、道外まで出稼ぎに出かける農家もあり、楽観できない。元々、規模が大きく、負債もゼロでかつ基本技術をきちんと守っている農家だけが健全経営を維持していくであろう。美深の農家は、「畠地は買わない」という言葉からしても、畑作経営には魅力を感じていないようだ。

市街地周辺に集約される畑作農家のうち後継者のいる所は、「畑作+野菜」の複合経営で生き残るであろう。酪農は転作奨励金もあって、これまで元気であるように見えていた。農家は「離農跡地は、畜産農家の手に移っていくのではないか」とみていたが、奨励金がなくなれば、美深の酪農だけが先行き明るいということにはならないだろう。肉牛飼養農家においては、輸入牛肉の影響をまともに受け、不安定な経営を続けている。

要するに、成り行き任せの農業では、明るい展望が出てこないことは事実である。

(2) 高収益作目の産地化を推進した場合

高収益作目（野菜その他）の導入によって稲作複合、畑作複合経営の推進によって農業所得は増大するが、野菜の価格いかんでこれまで通りの兼業の方が有利だという事態も起これり得る。農外収入は大体、年間120～150万円位のものであろうから、それ位の所得を十分確保できる品目が育てば、農業振興に寄与することになろう。

しかし、ここでも雇用労働をどれだけ確保できるかが問題となる、家族労働を主体に考えると、準畑作的な露地野菜が中心となろう。現在、Gアスパラや南瓜等が定着しつつあるが、中小規模畑作経営には向いている。15年、20年先を見通すと、規模拡大が進み、労力面の制約から先述した〔土地利用型畑作目＋野菜＋草地（肉牛）〕といった形のものに変る可能性もある。また、野菜の産地化は野菜の機械化の進展、普及次第で様子が変わってくるよう。

(3) 規模拡大による土地利用型畑作経営の可能性

「80%の農家が後継者がいない」とすれば、15～20年後には、農家戸数が現状の1/4位まで減ることが予想され、一戸当たり規模は30～40haになるだろう。そのとき十勝や斜綱管内は、50ha以上の畑作経営が一般化していよう。これは空想ではなくて、後継者不在の農家数から逆算していくと、大体、それ位の規模になるだろうということである。新農政の考え方は、この線に沿ったものである。

しかし、土地利用型の大規模畑作経営が必ずしも安泰でないことは、先の道中央農試の試算結果からも理解されよう。

(4) 家族経営以外の形態による経営

第4のシナリオは、農業の担い手として家族経営以外の形態が登場し、それらが突破口となって地域農業を変革していく場合である。

新農政で国が想定しているのは、積極的に農業法人を育成し、それに農地の利用を集積させ、耕地の荒廃化を防ごうというものである。美深の場合も数戸が集って100～200ha単位の農場を設立するならば、合理的な輪作が行い易く、有畜部門との複合により地力問題は解決され、耕地分散の問題も解消されよう。さらに、“ゆとりある農業”を実現しようとすれば、法人経営が向いている。後継者についても、農外から募集することも可能である。美深農業が、これまでの遅れを取り戻そうとすると、こうした抜本的変革を検討する必要がある。

ただ、関係者が危惧するのは、“果たして法人型の共同経営がうまくいくか”ということであろう。確かに一つの組織として動くわけだから、家族経営に比べて自由を束縛されることはある。しかし、生活の安定とゆとりのあるサラリーマン農家になったと割

り切れば、我慢できるのではないだろうか。

また、運営をめぐるトラブルをなくすには、皆が複式簿記を学習して経理内容を全員納得できるようにしなければならない。それには今から青色申告の普及に努めることがよいだろう。つぎに、経営者（マネジャー）の問題があるが、これはみんなで優良事例を見て廻って研究し合うことが必要ではないか。岩手県では、商系や建設業者がマネジャーとして法人に参画している事例があるが、それは彼らの企画力やマネジメント能力を評価することだろう。そして、商系は今後、生産物の確保を目的に、色々な形で農業経営に参入していくことが予想される。農地の取得はできないが、子会社を作つて農家を参加させ、有限会社組織にしていく方式の事例もみられる。

以上のように、考えられ得る四つのシナリオを想定してみると、最も現実的な判断は高収益作目の導入による経営の内包的拡大路線であり、その路線を定着させながら、他方で社会情勢の変化をみながら、大規模土地利用型路線を志向する企業的経営を創出していくことであろう。要するに、美深町の農業は、稲作、畑作の大規模な企業的経営を志向するグループと、それらの土地利用型作目を基幹としながら高収益作目との複合で生きる集約路線のグループ、そして畜産経営と多様な経営形態が混在することになる。そして、長期的には、担い手として農業法人の誕生が期待される。

農業の先行きは極めて不透明であるが、規模拡大を迫られることは間違いない。その場合、どんな経営が有利であるか、日本農業の歴史的歩みに照らしてみれば、それは経営集約化と兼業化への階層分化の歴史であった。十勝の大規模畑作地帯ですらそうした集約化の方向を志向していることを考えると、中小規模の美深では、そのことの重要性は一層高い。労働集約型経営は労力問題はじめ色々と阻害要因が予想されるが、創意工夫で切り抜けるしかない。労力不足の深刻さは、日本中どこも同じなのである。今回、地域農研に与えられた中心課題は、営農集団の運営のあり方であったが、営農集団（法人）を活用することで省力化を図ったり、高齢者の労力を活用する道も開けてこよう。

3. 野菜の産地化について

(1) 品目選択

今日、野菜の小売において量販店が約60%のシェアを占めており、したがって、卸売市場も彼らの要請に応えるためには、産地に対して継続・安定出荷と出荷単位の量的まとまりを求めてくる。そこで産地としては、市場側のニーズに応えるために、いくつかに品目を絞り、品種を統一して出荷単位の量的確保を図らなければならない。地場市場はともかくとして、道外出荷を基本戦略とするのであれば、品目ごとの量的まとまりが前提条件である。農家が勝手に少量づつ多様な品目を作っている段階は、産地化の摸索段階で、市場

側からは産地として認めてもらえないものである。その意味で現在試作中のなかから地域の風土条件や経営条件に適合する品目を、早急に絞ることを提言したい。

それには周辺町村すでに定着している品目に「右倣え」するのが最もリスクが少ないし、販売上もお互いに提携すれば有利である。南瓜やGアスパラはすでに定着しているが、中川町が試作している夏白菜も向いていよう。

(2) 販売戦略について

北海道の野菜産地は、道外移出の伸びに支えられて発展してきた。そして道外移出となれば、出荷単位（ロット）の量的大型化と規格の統一、定量、安定継続出荷が求められることは、先述した通りである。こうした市場側のニーズに対応するために、昭和40年代後半に北見広域青果連や道北青果連が結成されたのであった。市場における取引力は出荷量がモノを言うので、単協単位よりは広域で同一銘柄で出荷する方が高値販売につながる。

「道北青果連への加盟が望ましい」とするのは、この理由からである。美深町農協の現状の品目別出荷量では、道外市場対応は困難であると言わねばならない。産地商人も馬鈴しょや玉ねぎ、人参を除くと道外市場対応が難しいと言われるのも上記の理由による。

道北青果連では、单品でも加入を認めると聞いている。将来の農協合併に備える意味でも、農協間協業は必要であり、過去の経緯を捨てて加入すべきであろう。

(3) 部会組織の育成強化

規格を統一するといっても、生産段階で品質に大きなバラツキがあっては、品質の格差は解消できない。部会組織の中で栽培方法を相互に研修し合い、栽培方法を統一、平準化する必要がある。

つぎに、部会組織を強化するには、農協内に外部リーダーとしての営農担当職員の養成が求められよう。部会組織が強化されれば、出荷段階においても農家が自主的に行動するようになるので、むしろ農協の手が省けることにもなるのである。なお、新しい作物に挑戦するのは50歳以下の若い層であろうから、比較的若い経営者ないし後継者を狙って重点的に接触すること、点を結んで線にし、線を結んで面にするという段階を追った指導が確実な結果をもたらすだろう。また、各集団単位に部会の役員が選出されているが、革新的意欲の弱い高齢者が当たることも多い。そのことが部会の活力がいま一つ弱い原因になっているのかも知れない。

4. 地域農業の振興とその担い手

地域農業の姿は、風土条件や経営条件によって一方的に規定されるものではない。地域農業に取り組む関係機関や農民の姿勢いかんにかかっている。寒冷地は、一般的には不利

な条件と考えられがちだが、それを逆手にとって夏場の野菜出荷を狙うならば、産地化に成功することができよう。立地条件の良否よりも、それぞれの地域の特味やユニークさを生かす知恵の出し方が重要なのである。そこで、ここでは地域農業の振興に係る関係機関等の担い手のあり方について触れてみたい。

(1) 関係機関の連携

農協、自治体、農業委員会、普及所等は、ともに地域農業の振興に深く係っている点で共通している。そうであれば、各機関がそれぞれの特有の機能を果たしつつ相互に連絡し合い、農業振興計画の実現に向けて、それぞれの役割分担を確認し、それぞれの活動を調整していくことが望まれる。つまり、システム的に関係機関の活動が統合されることが必要なのである。そして、システム化というのは、共通目標に向って有機的に連係することを意味し、そのシステムをまとめていくキャプテンが存在しなければならない。そのキャプテン役は、農協が果たすのが最も適切であり、地域営農システムの幹事長役であると言わねばならない。

各町村における「営農推進協議会」は、悪く言えば形骸化し、振興計画についての協議はなされても、計画実現における隘路についての検討、協議はなされていないのではないかと考えられる。計画実施過程での協議となると、推進協議会といったフォーマルなものだけでなく、係長クラスのレベルで、例えば営農課長あるいは農委事務局長との間で、もっと日常的業務上の諸問題について話し合いがあって然るべきではないだろうか。

ただ、横の連絡をとる場合、「誰から先に足を運ぶか」が問題であるが、これはやはり農協だろう。農協の使命が地域農業の振興にあることは明白だが、全道的にみると、必ずしもそのように理解されていないのが今日の農協の現状である。

十勝では農協が振興計画を策定し、自治体は、その実現のために補助金の獲得に走るといったように、文字通り車の両輪の体制をとっている。地域農業の振興には、農協主導型と自治体主導型があるが、全国的にみると農協主導型が圧倒的に多い。自治体は個々の農家に接することはできないし、あくまでも行政的立場で補助金制度を活用して農業振興を支援する立場なのである。指導面まで介入すると農協が浮き上がってしまうことにもなりかねない。

ともあれ、農業振興に成功している町村は、関係機関の連係のよい点で共通している。空知の北竜町では、かつて農協を核に関係機関の合同庁舎を設立したことがあった。相互の連係を考慮したことである。また、ある町村を訪ねたら、産業課長や営農部長から普及員批判の声が出るので、後日、普及員に「どんな所だったら使命感に燃えて働けますか」と質問したら「関係機関の連携がよくて、将来のビジョンのある所」という答えが返ってきた。この辺に地域農業活性化のカギの一つがあるのでないだろうか。

美深町の場合、農協が役場や普及所と特に仲が悪いわけではない。だが、係長クラスの

実戦部隊の段階で日常的にコミュニケーションがとられているかというとそうでもない。

ともあれ、現実には関係機関の連携のよくない町村の方が多いのであるが、そのネックになっているのは、日本のタテ割の組織風土と、いま一つは、互いに先方から寄ってくるのを待っているからではないか。平取町では町長や農協組合長が、年に何回かは自分の方から足を運んで普及所とのコミュニケーションを図っていた。そして、普及所の所長は、「私の長い普及員生活の中で平取ほどやり甲斐のある所はなかった」と述懐しているのである。

農業振興という共通目的に対して各関係機関が機能分担しているわけであるが、これらが連携して相乗効果を高めるには、農協職員の方から足を運んで接触をもつよう意識改革をしていくことが必要であろう。農協が関係機関の要に位置しているからである。

(2) 農協組織の活性化

農協は地域農業振興の機関車役である。農協と組合員との間に信頼関係があり、その基盤に立って農協が指導力を発揮している地域が伸びているのである。

美深町農協は、昭和45年以降、再建整備のために苦労したわけであるが、その過程で職員の姿勢は、内向きにならざるを得なかった。「一切余計なことはするな」といった雰囲気だったからである。職員が消極的になるのも再建整備の後遺症といえよう。また、農家に入ってみると、農協批判の声が多くあった。その第1は、農協は地域農業の振興について、もっと企画能力を高めて欲しいということは多くの農協に当てはまることがある。第2は、営農指導を強化して欲しいということであるが、農協職員が農家を個別に指導することは不可能であり、現実的には、生産部会活動を通していかに情報を流し、浸透させていくかの工夫が必要であろう。第3は、組合員とのコミュニケーションの強化を求める声が多くあった。しかし、組合員の気持ちは分るが、それは現実的とはいえない。やはり組織活動を通してのコミュニケーションであろう。

ともあれ、組合員との間に信頼関係が確立していないと感じたが、これはひとり美深町農協だけに限ったことではなく、優良農協を除いた多くの農協が抱えている課題である。農協が野菜の産地化などに積極的に係ってこなかったことが、組合員との信頼関係の醸成を阻害したものと思われる。農家が商系に接近していくのも、農協主導型で産地化が進められていないからである。

したがって、信頼関係を確立するとすれば、第1に、生産部会活動を活性化することである。京極や旧洞爺村農協では生産者の力が強く、ダンボールの値段や馬鈴しょの仮精算額まで自分達で決めている。そして、生産部会組織を活性化する基本は、普及所と連携した営農指導の充実である。農協が育てた産地でないから生産物が商系に流れるのである。七飯町農協のM組合長は、「地域特産物を育て、農家の懐をよくしてやれば、組合員は自ずと農協に結集してくる」と述べているが、まさにその通りである。

そこで地域特産物を育て地域農業の振興を図るとすれば、農協が情報センター的機能をもたなければならない。町が企画している活性化センターは、農業振興に関連する幅広い情報を収集し、研究機関とのパイプを構築する上で役立つことを期待したい。

(3) 人づくり

農協組織の活性化は、役員教育、職員教育、組合員教育に尽きると言われる。また、後継者育成のために1億円創世資金の利子を活用している町村も多い。自らの地域の持味は、広く外を歩いて比較してみないと気がつかないものである。その意味でも町と協議の上道内外の農業視察の機会を多くして欲しいものである。

<小 括>

以上において、地域農業の振興とその担い手のあり方について要約的に述べてきたが、これらの課題は、美深町や美深町農協特有のものではない。一部の優良農協を除いては、大半の農協に共通する課題である。

現場で農協リーダー達の一番悩んでいる問題は、「農協組織の活性化であり、組合員との信頼関係の確立」ではないだろうか。そして、その基本は確固とした地域農業振興のビジョンを掲げ、その実践に向けて関係機関の連携や人づくりを積極的に推進することである。

美深町農協は決して営農指導事業に無関心だったわけではない。年間約9,000万円余の予算（うち1,200万円は一般財源からの繰り入れ）を組んでいる。ただ残念なことに、地域農業再編のビジョンに欠け、重点的投資をせずに細切れに各分野に予算をバラ撒いてきた。その結果、見るべき成果が挙がらなかったということであろう。この点については営農部の担当者もすでに気づいており、今回の診断を契機に大きく改善されるものと思う。

地域農業の振興や農協組織の活性化において重要なことは、他の地域との比較で地域の個性や農協運営の問題点を発見し、さらに積極的に先行事例に学ぶことである。旧南網走農協や富良野市農協は、長野県の農協運動に学ぶために足繁く通った経緯があった。

5. 結 び

これまで美深町農協の基本方向について検討してきが、稲作の80%の減反という地域農業的一大転換を強制され、他方では、その転作奨励金に支えられて、これまで美深町農業は存続してきた。しかし、高齢農家の急増と後継者の不在は、第2の経営再編を迫るものである。美深町農業は再び稲作中心の農業に戻ることはあり得ないし、現状の中小規模経営から規模拡大をはかりつつ、自立経営を達成しなければならない。その再編過程は、高齢農家の離農動向と中核的農家への農地の集積や生産の組織化いかんに、さらには、自由

化の影響によって農畜産物価格がどのように推移するかによって異なってこよう。

いま、美深町農業振興について再考してみると、客観的には、農協が過去に再建整備に見舞われて、地域農業再編に対する主体的力量を弱められ、全道平均以下の後継者の補充率、積極性を失った高齢農家の増大といった点を考えると、地域農業を内発的に変革していく力は弱いと見なければならない。あらためて限界地農業の厳しさと農協再建整備の後遺症の重さに思いを致すものである。

ある識者は、「今から地域特産物の産地形成というのは、もう手遅れではないか」とまで極論する。確かに上川北部の周辺町村に比べても10年ないし20年の格差がついてしまった。しかし、心機一転、農協と中核農家が協力して産地形成に立ち向うならば、豊頃農協の大根のように数年にして目的を達することも可能なのである。今日、優良農協と称される所は、かつては皆んな貧しく全道でも下位にあった農協である。旧南網走、士幌、富良野、森等の諸農協は、その好例であり、危機感から有能なリーダーを引っ張り出し、組合員が協力することで自然の悪条件を克服し、あるいは逆手にとって成功しているのである。道内の稲作地帯に共通してみられる現象であるが、転作奨励金の存在が危機感を希薄にしてきたと言えないだろうか。人間というものは、「窮すれば通ず」で窮地に追い込まれれば真剣になるものであり、常識的には不可能なことも可能になるものである。

IV. 美深町における営農集団の課題と方向

1. 美深町における営農集団体制の現状と課題

(1) 正念場に立たされている畑作農業

美深町の農業はもともと馬鈴しょ中心の畑作が基本であったが、戦前から、稲作と酪農への作目転換が取り組まれてきた。しかしそれは順調に進まず、昭和40年代前半までは畑作+造材兼業という形で5ha前後の比較的小規模な畑作経営が存続してきた。そして以後も大幅な減反によって水田が縮小される中で、日雇い土建兼業と結びつきながら現在まで小規模畑作が維持されてきた。

美深町農業の問題点はこの小規模畑作に集中的に現れている。輪作体系が未確立であること、それにレキや重粘土壤といった条件が加わり单収水準が低位であること、後継者の確保難にともなって高齢化が進行していること、日雇いを中心とする不安定な農外兼業が多いことなどの問題点が指摘される。このような小規模畑作の存在は、美深町が不安定な北限稲作地帯であることと密接に関連している。

稲作の収量の低位・不安定性は現在も克服されたとはいえないが、とりわけ昭和50年代に入ってもち米に転換する以前においては低位・不安定性は顕著であり、機械化についても中苗技術の普及をまって昭和60年前後によく田植機の導入にいたる。つまり稲作の基盤がそれなりに確立されたのはごく最近のことといえる。畑作からの作目転換を図ろうにも転換目標である稲作自体の基盤が確立されておらず、それが大幅な減反へと向う背景となったのである。

しかし、水田転換事業を経過して昭和62年から減反補助金が打ち切られた。これまで小規模畑作の農家経済を支えてきた条件の一つが失われたのであり、美深町の畑作農業はまさに正念場に立たされているといえよう。

(2) 営農集団体制の現状

美深町では平成2、3年にかけて全町的に既存の農事組合を合併し、営農集団が設置された。営農集団では、各作物別の生産組合・振興会の下部組織あるいは農用地利用改善組合としての役割を果すことができるよう役員や係の配置が行われている。また、全戸にファクシミリが設置され、農協等からの情報伝達を充実したり営農集団内の事務連絡を迅速にするための条件がつくられた。また、各営農集団では共同選果場や倉庫等の共同施設の設置を進めつつあり、営農集団活動の中身を何とかして創っていくという意欲が感じられる。

このように、体制の整備、施設、構成員の意欲など、それぞれをとてみると営農集団

体制のスタートはまずまず順調といえる。しかし、畑作で現れているような美深町農業の問題の解決についてどのような見通しがあるのか、またそれについて営農集団がどのような力を発揮すればよいのかが不透明な状態にある。営農集団をつくり意欲もあるのだが、せっかく高めたエネルギーを注ぐ方向が見えないのである。

現状打開のエネルギーはもっぱら野菜に向けられている。しかし、それは必ずしも営農集団の取り組みとして行われているのではなく、農協との連携も弱い。現状のまま推移すれば、営農集団と野菜導入の動きがかみ合わず、営農集団への結集力が弱まることも考えられる。

(3) 営農集団の課題

稻作・畑作・酪農に野菜が加わったことによって、美深町農業の作目構成は一段と多様になった。もちろん稻作が中心の地区、畑作あるいは酪農が中心の地区といった特色はあるものの、各営農集団がいくつかの作目を抱える状態となっている点では同じである。

ようするに営農集団の構成員農家が必ずしも共通の作目構成をとらないのであるが、このことは営農集団を運営していく上で難しい条件を抱えることになる。すなわち、集出荷等に関わる各作目に固有の問題については、生産組合や部会が中心となって解決をはかることになる。営農集団は生産組合・部会の下部組織としての役割をもつことが期待されるが、それだけでは営農集団の積極的な意味は希薄である。機械・施設の共同利用という点でも、すでに各農家が一定の機械装備を終えていることに加え、作目が異なる農家同士で共同利用が可能なものは限定されるし、煩雑さもつきまとう。作目構成の多様性という点で、美深町の営農集団は空知の稻作地帯や畑作三作物に特化した斜網畑作地帯の営農集団とは違った条件の下におかれており、空知や斜網における優良事例は必ずしもモデルにならないのである。

異なった作目が混在する中では、その地区の土地利用をどのような方向にもっていくのかという最も根源的な問題に手をつけないかぎり、各地区の営農集団が果たすべき役割は連絡組織程度の役割にならざるをえない。そして美深町農業の現状を考えるならば、最も重要な課題が畑作を焦点とする土地利用の再編にあることは疑いなく、これにどれだけ積極的に取り組むことができるかに営農集団を設立したことの意義が問われているのである。

2. 土地利用計画の推進

(1) 農地問題への思い切った対策を

土地利用再編を進めるにあたって考慮しなければならないのは、農地移動の問題である。今後、美深町ではかなりの農家の減少とそれにともなう農地の供給増大が予想される。し

かし、それに対応して農地の購入希望が増加する見通しではなく、権利移動がなされないまま放置される耕作放棄地の発生が懸念される。また、農地移動をめぐって、農地取得農家の経営悪化をまねくことはないか、耕作地の分散がはげしくならないか、水田転換事業等の土地改良事業の償還についてはどう対処するのか、といった不安材料もあげられる。

このように農地移動にかかわって深刻な問題が予想される状況の下では、土地利用再編と農地移動対策を一体的にすすめるべきである。美深町では営農集団毎に農用地利用改善組合が設置されているが、農用地利用増進法の考え方方はこの組合で「農用地利用規程」を定め、それに沿って農地の権利移動を進めるというものである。この考え方方に立ち返ることが重要である。

基本となるのは、農地の利用を合理化し、単位面積当たりの収益性を高めることである。収益性向上の見通しがあれば離農の傾向が抑制され、農地需要も増大するからである。特に反収水準が低い畑作をめぐっては、第1に、農家の意欲が高く収益性も高い野菜の振興に力を入れること、第2に、既存の一般畑作物の輪作を高度化するとともに、それに野菜を適切に組み込んだ輪作方式を樹立することが課題といえる。

こうした土地利用の合理化と収益性の向上は、現在の機械体系の稼働率向上の側面と輪作体系確立の側面からすると、一定の面的な広がりをもった農地の団地的集積があつて可能になることがらである。そしてこれを実現するには、大規模な交換分合を繰り返し実施したり、農地賃貸借や交換耕作によって農地の所有と利用を分離し利用権を集積することが求められる。いずれにしても、農地の利用と権利移動に関して思い切った対策を進めるという意思を地域全体で固めなければならない。

(2) 土地利用計画の策定

具体的には、まず個別農家レベルと営農集団レベルで土地利用計画を策定することが必要である。各農家レベルにおいて労働力の確保、作物の導入、輪作体系、機械利用等について、現状の問題点と今後の意向を盛り込んだ土地利用計画をともかくもつくってみる。それを営農集団レベルで集約し、堆肥交換や交換耕作等、互いに協力し合えるところはないか、機械・施設の共同利用について取り組むことが可能な場面はないか、農地の団地的利用にむけて農地の権利調整ができるないかといった話し合いを重ねる。そして、ふたたび各農家の土地利用計画を練り直しながら、それらを踏まえた営農集団レベルの土地利用計画を策定するのである。

営農集団内の農地の利用状況を図面におとして現状を把握しながら、農地売買、農地賃貸借、交換分合、交換耕作等によって農地の権利関係を弾力的に調整し、農地の団地的利用を可能なかぎり実現する姿勢でのぞむべきである。また、団地的利用にむけた検討の中で、機械・施設の共同利用や共同作業、堆肥交換等についての取り組みの可能性を追及し、それらの運営のルールを一つ一つ具体化していくことが重要である。

3. 農業生産法人による集団的土地利用の形成

(1) 農業法人を含んだ當農集団の構想

以上、やや一般的に土地利用計画の推進について原則的なことがらを述べたが、これらは集団的 土地利用という呼称で府県ではある程度の取り組みが行われていることがらである。しかし、その事例の大半は水田の転作団地に関わるものであり、転作補助金の加算制度を活用して実施されている。転作団地の形成が比較的容易にできる北海道では、集団的 土地利用にむけた本格的な取り組みはほとんどなされていないというのが現状である。

転作補助金の加算制度の適用がほとんど期待できず、また「担い手不足」とはいっても府県農業に比べれば専業地帯としての性格を色濃くもっている美深町においては、集団的 土地利用を形成するために府県とは違った対策を講じなければならない。以下では、具体的な提案として、農業法人制度を活用した集団的 土地利用の方向を考えてみる。

農業法人の育成は「新政策」の柱として位置付けられ、実際に最近、農業生産法人に対する出資参加を認める法改正案が成立したところであり、美深町においても今後、農業法人化の動きが現れてくるであろう。その際、農業法人化を自然の成り行きに任せてしまうのではなく、先に述べた土地利用計画の中に適切に位置付けながら、町・農協が農業法人化に対する積極的な方針をもってのぞむべきである。

具体的には、各當農集団において構成員全戸参加による農業生産法人とすることが考えられる。法人の形態は農事組合法人が基本となるだろうが、場合によっては有限会社法人もありうる。この提案の主旨は次のとおりである。

第1に、美深町における農地の受け手としての法人である。今後かなりの農地供給が予想される中で特定の農家に農地取得のリスクを負わせるべきではなく、またそのような状態であれば実際には農地の受け手がごく一部に限られることになる。地区全体で農地を保全し、場合によって農地の受け手ともなることを可能にする仕組みが必要になる。言い換えば、農地取得のリスクを地区全体に分散させるための仕組みとして農業生産法人を設立するのである。したがって通常は、機械利用組合等、何がしかの集団営農が発展した形態として農業法人を考えるが、ここではむしろ「農地管理組合」というべき法人を考えるのである。

第2に、こうした法人を設立すると、法人による農地の権利取得と現行の斡旋事業を組み合わせて弾力的に農地の権利調整ができるようになる。いわば農地移動適正化斡旋事業と農地保有合理化事業を合体させたような形であり、従来通りの斡旋事業を行いながら、斡旋不調の場合や団地的 土地利用を形成する上で必要な場合は、法人が農地の権利を取得するのである。

第3に、法人による農地の権利取得を単に農地管理にとどめるのではなく、より積極的

に協業経営としての実体をもたせることによって、集団的土地区画整理事業を形成するための核として位置付けることができる。

一般的には集団的土地区画整理事業は、農地の権利調整、機械・施設の共同利用等について営農集団内で協定を結ぶ形で取り組まれる。しかし、集落を母体とする営農集団では、「一戸二人の出役義務」といったように、いわゆる公平原則にしたがって組織の運営が行われることが多い。公平原則は「不満を抑える」という点では有効だが、経済活動を行う組織としてはきわめて初步的な運営原則である。転作団地を形成し、その耕作を一定のグループに委託するという場合はそれでも対応が可能かもしれないが、美深町のように専業的農家グループが営農集団を構成し、しかもそれぞれが多様な作目に取り組む場合には、より機能的な組織運営が求められる。ここで提案するのは、各農家の協議体ではなく、一個の經營体としての法人である。当然、そこでは効率的な経営を行うために、法人の代表者以下、権限の上下関係をもった経営組織を形成することが求められる。言い換えれば、効率的な集団的土地区画整理事業を実現するために、法人化によって従来の集落の運営とは異なる組織運営の方式を持ち込むのである。

第4に、この法人に営農集団の全ての農業経営を組み込む必要はない。地区で農地を保全・管理するという趣旨からすると、全農家が法人に参加することが原則である。農業生産法人の構成員要件は、①農地の提供者、②法人事業の常時従事者のいずれかであるが、今回の法改正によって25%以内で出資参加のみの参加が認められるようになった。したがって、法人への関わり方は出資参加のみで自分の経営を維持することも可能であるし、法人と自分の経営の双方に従事することもできる。もっともこのような関わり方の農家ばかりであれば農業生産法人の設立要件を満たさないので、実際には農地の一部を法人に貸し付ける等の措置が必要であろう。この点は改正法の運用を検討しながら対応を工夫する必要がある。

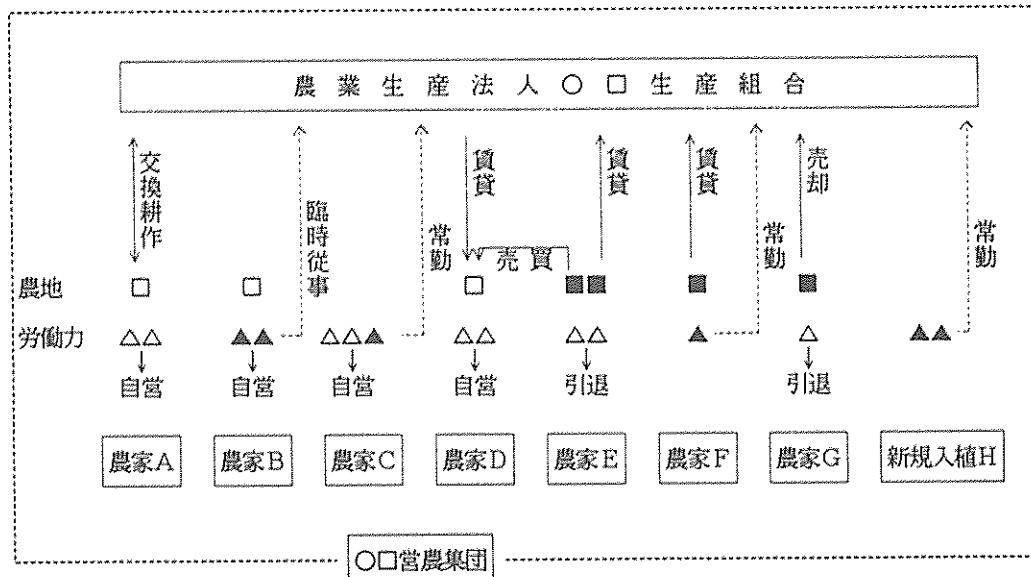
第5に、法人は新規参入者を受け入れやすく、また高齢者が自立的に農業経営を行えなくなったとしても、経営管理や軽作業が可能な場合はそれなりの活躍の場を保証することができる。配偶者がいない農業者においても同様のことが指摘され、結局、高齢者や独身者でも営農を継続できる仕組みとして法人を活用することができる。

南網走地区の営農集団（任意組合）では共同耕作地をもち、これを農地の権利移動の調整など彈力的に運用してきたが、上の提案はこれを法人という形で行うことを考えたものである。営農集団の構成員全戸参加による「農地管理組合」と各農家の多様な参加による「協業経営」を結合することが、この提案の根幹となる。

参考までに、法人に対するさまざまな関わり方を付図に示しておこう。構成員資格としては、農家A、農家Dは出資参加、農家Bは労働提供者（60日程度の臨時の従事）、農家Cは家族の一員（例えば後継者）が労働提供者（150日以上の常勤）、新規入植戸も労働提

供者、農家E、農家Gは農地提供者、農家Fは農地と労働の提供者である。そして、農家A、農家B、農家C、農家Dは自分の経営を維持しているケースである。農家Aのように法人との間で交換耕作を行ったり、農家Dのように法人から農地を賃借することも可能である。農事組合法人の構成員要件は農民3人以上だから、十分に要件を満たしている。このように農業法人に対する農地と労働力の関わり方は、一様である必要はなく、各農家が抱える個別の条件や意向によって弾力的に対応することが可能である。

付図 農業法人を含んだ営農集団の構想



(2) 関係機関の支援

さて、法人に期待できることがらを述べたが、そのほか離農者が農地を処分できず賃貸を行う場合に安心して農地を預けることができる点、対外的な信用力が強化されること、今後国の育成対策が期待できる点もあげられる。

だが、このような法人の設立から実際の運営にいたるまでは、行政と農協の強力な支援が不可欠であろう。また、リーダーの研修・資質向上や営農集団の構成員の意識改革も必要であり、これに対する対策も講じる必要がある。したがって当初は実験モデルを設定し、一定の実践を積み重ね、それを教訓化することから始めるべきである。

その際、先に述べた土地利用計画の策定をすすめるという点からすると、まずはモデルとなる営農集団で今後の土地利用計画と農地管理のあり方について十分に検討を行い、その後に法人設立の現実性と各農家の参加形態について検討をすすめるという手順になるであろう。法人化を進めること自体が目的ではなく、法人化はあくまで土地利用計画を推進するための一つの手法であるという認識に立つべきである。

4. 地域農業システムの構築

(1) 地域農業システムの核としての農協

以上、土地利用計画の推進を中心に営農集団体制の課題について述べてきたが、美深町においては営農集団を取り巻く町全体の体制が十分整備されていない。今後、美深町では農協が核となって営農集団を基礎とする地域農業システムが構築されていくものと考えられるが、これにかかわって重要な点を記しておく。

その第1は、作目別の生産組合・振興会等の組織を活性化させ、これらを農協の部会組織として整備・強化することである。現在の作目別の生産組合・振興会は本来の役割を果たしているとはいはず、特に野菜関係では農協との連携が不十分なまま、農家グループによる個別分散的な対応が先行している。農協における野菜振興の取り組みを飛躍的に強化すると同時に、これらの生産組合に対して権限を与え、先進的な農家グループの取り組みを農協内部に取り込む必要がある。また、この分野で営農集団との連携を強化するためには、農協の部会として位置付けるとともに、細かい品目別組織については部会の専門委員会等として整理することも検討すべきであろう。

第2に、土地利用計画の推進については、きしあたり営農集団を単位として進めるとしても、機械・施設利用の側面については広域的利用の体制を検討すべきである。たとえば麦の収穫・乾燥等については、一部の業者も加わって各地区ごとにまちまちの対応が行われているのが現状であり、改善の余地が大きいように思われる。機械・施設の共同利用は、営農集団で完結する部分、営農集団同士が互いに協力し広域営農集団として対応する部分、町全体での体制を組むべき部分がある。各営農集団の関わり方を明確にしながら、これらを整理することが必要である。

第3に、営農集団の育成指導、野菜の振興、部会組織、機械利用体制の整備等の山積する課題に対応する農協の体制整備である。営農集団を基礎として地域農業システムを構築するという課題は総合性な取り組みが強く要請される。もとより営農関係の部署だけで対応できるものではなく、農協全体の総合力が問われているのである。事務組織においてはグループ制の採用やプロジェクト・チームの設置が必要となるであろう。また、職員のみで対応できる範囲は限られており、営農集団や部会のメンバーが積極的に関わる体制が求められる。

(2) 関係機関の連携強化による総合的な地域振興を

農業と農協にかかわる課題を中心に検討してきたが、これらの課題については役場や農業委員会、農業改良普及所等と一体になった取り組みが必要であることは言うまでもない。

営農集団は集落の核となるものであるから、その活動は農業のみならず福祉や学校、社

会教育等の分野にも関わっている。現在、北海道の農業はどこでも難しい問題に直面しているが、農村の活動が沈滞しているわけではない。スポーツ活動や生活環境改善、高齢者福祉対策、子供会活動等において、活発な動きを展開している事例が数多くあらわれている。営農集団はこうした住民活動の部分を含んでいるのであり、それが営農面にも積極的な影響を及ぼすことが多い。

このことを踏まえ、関係機関が一体となって、営農集団の育成を通じた総合的な地域振興をすすめることが重要である。先に述べた土地利用計画についても、単に農地の利用計画にとどめるのではなく、生活施設の配置計画、道路整備計画等々を盛り込んだ総合的な内容とすることが望まれる。

V. 「美深町農業活性化センター」の役割と営農指導の強化

美深町農業における「営農集団」の機能が充分に明確になっているわけではないが、基本的には営農集団を核として、生産の維持・効率化を図っていくという認識に関係機関団体と農家が立っていることは間違いない。

営農集団が本来の機能を発揮するためには、集団を取り巻く様々な仕組みが有機的に組み合わされ、全体として一つのシステムが形成されていることが必要である。この様々な仕組みとは、例を上げれば麦乾燥施設や機械銀行や共同利用施設であって、これらの仕組みは町、普及所、農協をはじめ関係機関団体の協力の下で運営されおり、関係機関団体の一体となった営農指導をぬきにこれらの有機的つながりは期待できない。

また、営農集団の育成のためには、集団に対する日常的な指導・支援やリーダーの育成がどうしても必要である。その意味で、関係機関団体の密接な連携と農協の営農指導の強力な推進が、営農集団を核とした地域農業振興の鍵になると考えられる。

営農指導の強化については農家の要望も強く、既に平成3年に策定された農協の「5カ年計画」のなかでも「営農指導体制の整備と確立」が方針として出されている。また、それに関連して作物の栽培試験研究機能や農業情報センター機能をもった「農業活性化センター」の設置が既に計画されている。

ここでは、美深町における営農指導体制の強化策として「農業活性化センター」の在り方について考えてみたい。

1. 美深町における「農業活性化センター」構想とその役割

(1) 「農業活性化センター」設置計画と背景

センターの具体的な内容については、現在、町が中心となって関係機関団体で構成する「農業活性化センター施設検討部会」において検討中である。

ここでは、これまで出された資料から町の「第三次美深町総合計画」における「農業活性化センター」構想の位置づけと背景を整理しておきたい。

センターの設置は、中山間地域農村活性化総合整備事業によって実施されるものである。この事業は「第三次美深町総合計画」によると具体的には次のような事業からなっており、実施期間は平成3年度から7年度までとなっている。

- ①活性化施設整備 [農業活性化センター建設]
- ②農業集落環境管理施設整備 [有機質肥料生産施設]
- ③農業体験農園施設整備 [いきがい農園、ふれあい農園、耕作道整備]
- ④農村情報化施設整備 [ファクシミリ情報管理施設]

⑤農作業準備休憩施設

これらの事業のうち②有機質肥料生産施設は実施内容が決まっており、④農村情報化施設整備（ファクシミリ情報管理施設）については、既に実施済みである。これら二つの事業については、農協の5カ年計画（平成4年度から8年度まで）「新しい地域農業づくり」にも盛り込まれていることもあり、今回行った農家調査でも農家に事業の内容が理解されていた。

有機質肥料生産施設については、平成5年度に班渓地区に堆肥生産施設が完成する。この施設は農協が管理運営し、生産された堆肥は農家に有料で提供されることになっている。

ファクシミリ情報管理施設については、農協のファクシミリ蓄積交換機と農家の端末ファクシミリが既に設置され、平成4年秋からファクシミリによる情報伝達システムが稼働している。営農集団長調査によれば、ファクシミリの導入について一部の高齢者農家が導入に消極的であるとのことであった。しかし、「農協は全戸設置を強力に推し進めるべきだ」との意見もあり、全体的には導入に肯定的と言って良いだろう。システムが稼働して間もないこともあり、今の段階では評価はむずかしいが、今後農家から、運用方法や情報提供の内容について種々の要望がでてくると思われる。

「農業活性化センター」設置の構想については、農業の活性化につながる事業として、行政側から提言されたことに始まる。他市町村でバイテク技術関連の試験研究施設や土壤分析施設、農産加工試験施設などがつぎつぎに生まれたことなども、構想が生まれる契機となった。また、美深町にも「バイオ研究会」があり、ウイルスフリー化した馬鈴薯などを試験的に栽培していたことや、普及所にバイテク技術に関心が高い職員がいたことも計画に取り組んだきっかけとなったようだ。

平成2年には、町、普及所などの関係者が「風連町農業振興センター」や「中川町地場產品加工センター」などを視察し、これらを参考にセンターの基本構想を検討した。平成3年には農協理事者と営農集団連絡協議会三役、稲作・畑作・酪農部会長への説明を行い、同年8月には事業が採択された。その後、地区別営農集団の説明会を開催し、推進協議会と幹事会が設立され現在に至っている。

(2) 現段階での「農業活性化センター」構想の内容

現在検討中の農業活性化センターに対する関係機関の考え方を整理してみたい。

平成5年3月初旬にセンターの施設計画を検討する三つの部門別にプロジェクトチームが編成された。このなかで、①管理運営②バイオ・土壤分析③農畜産加工に分かれ、町、農協、普及所、農業委員会を構成員として計画の具体的な検討が行われる予定である。検討の結果、内容が変わることも予想されるが、現状での町の考え方を整理すると以下のとおりである。

①基幹産業である農業の活性化が第一であり、「人づくり・土づくり・システムづくり」

へ向けた新たな地域振興をはかり、活力ある農業を展開する。

②そのため、技術と経営感覚に優れた担い手の育成、健全な土づくりと有機農法の推進、高収益作物の探索と生産技術確立が必要である。

③このような観点から、組織培養、土壌分析、農畜産物の付加価値向上に向けた加工研究、情報処理、農家技術研修などの拠点となる総合的な施設を整備する。

一方、他の関係機関団体のセンターに対する考え方も基本的には町の考え方沿ったものではあるが次のような意見もあった。

- ・はたしてバイテクを利用した苗の供給がうまくいくのか。
- ・自ら組織培養を行う必要があるのか、外部に組織培養は外部にまかせ苗の増殖のみを行ってはどうか。
- ・加工研究といっても実際に加工原料があるのか。

といったものである。

また、地区別営農集団の説明会で既に説明されているはずであるが、まだセンターの概要が明確になっていなかったためか、農家の農業活性化センターに対する具体的な要望は、農家調査や営農集団長調査では全くといってよいほど出てこなかった。

(3) 「地域農業技術センター」の概念

計画の背景や構想の内容から、美深町の農業活性化センターの機能は、道の『地域農業のガイドポスト』のなかの「地域農業技術センター」に相当すると考えてよいだろう。

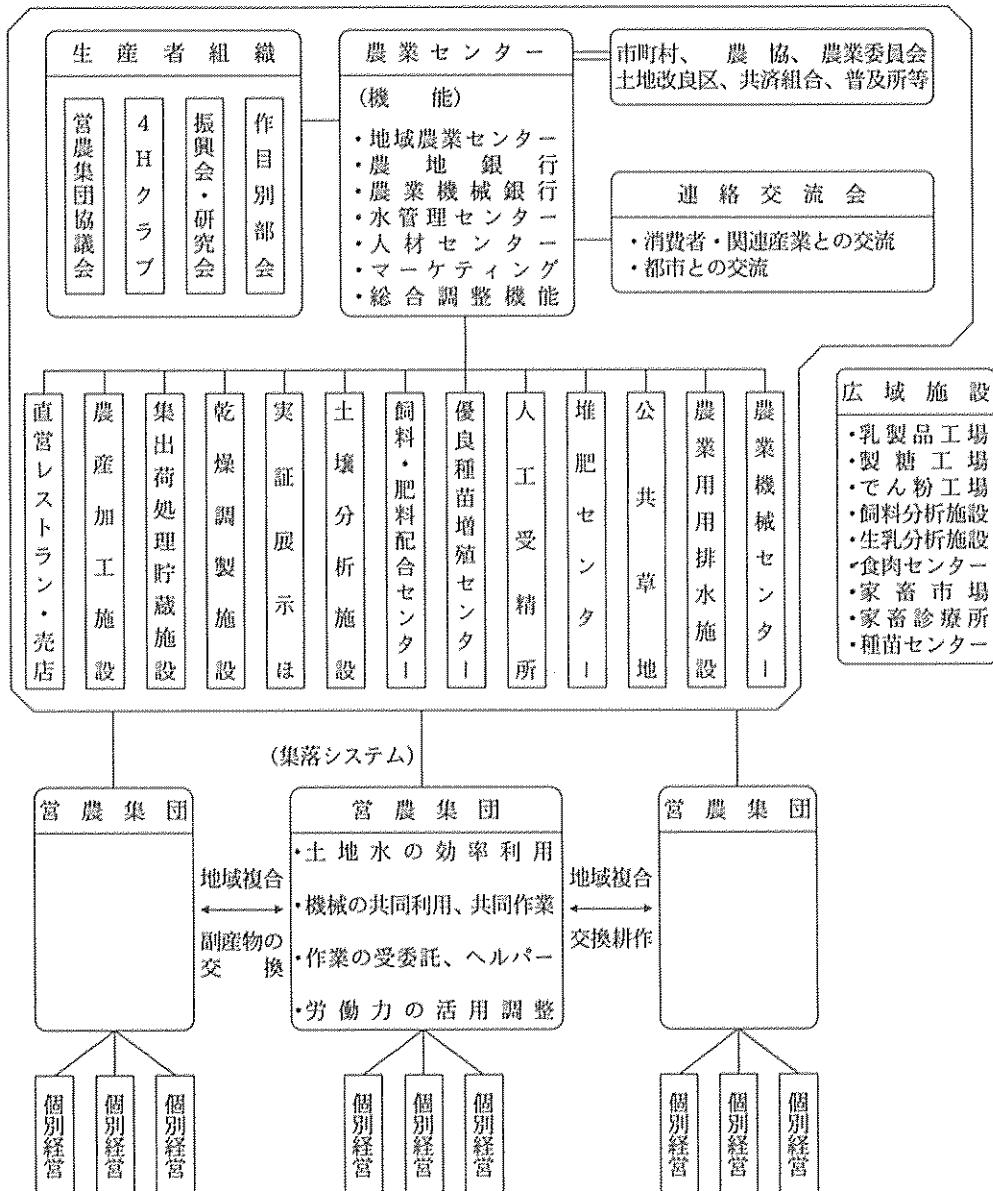
そこで、「地域農業のガイドポスト」における「地域農業技術センター」の機能とは、本来どのようなものを目指しているのかを整理しておきたい。

1) 道のガイドポストでの位置づけ

北海道農政部は、農業振興方策として平成元年に「地域農業のガイドポスト」を策定した。このなかで、農業機械銀行、農地銀行、地域農業技術センター、水管理センター、更に、マーケティングなどそれぞれの関係機関・団体の機能を「農業センターの機能」として整備することを提唱している(図V-1参照)。そして、「一部の地域で酪農情報センター、園芸センターの整備やウィルスフリー苗の供給などが行われ、かなりの成果を上げている。」との認識に立って、「このセンター体制の下で、飼・肥料配合センター、用排水施設、集出荷処理・加工施設、堆肥センター、公共草地などを総合的にマネージメントすることにより、個別経営や営農集団活動を支援する地域システムづくりが必要である。」¹⁾と述べている。即ち、「農業センター」は農産物の生産、加工、販売に係わる総合的なマネジメント機能をもつものとして位置づけられている。更に、「農業センターは、農家経営との結びつきが強く、地域経済活動の中核的な役割を担っている農協が中心になって運営す

図V-1 地域農業システムの概念図

(地域システム)



出所：北海道農政部『地域農業のガイドポスト』1989年3月

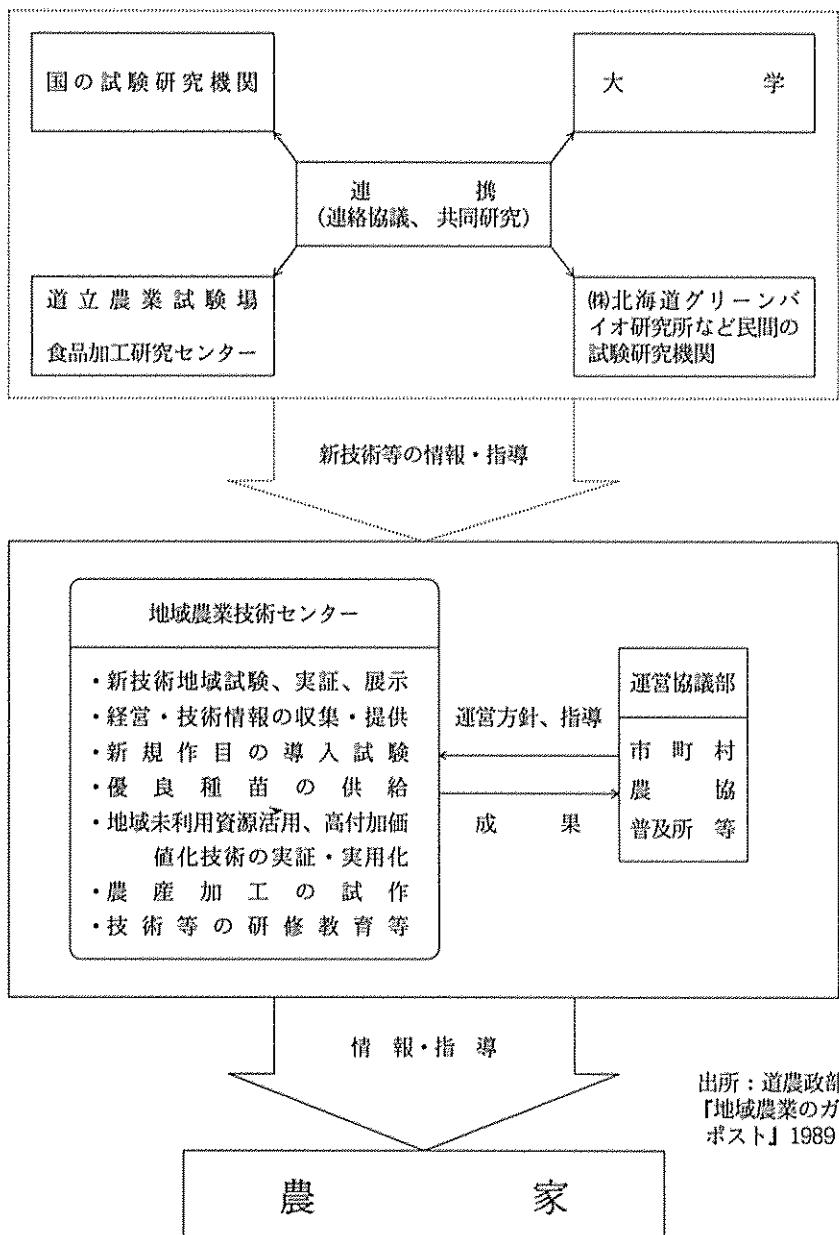
ることが適當¹⁾とされている。

「地域農業技術センター」の機能については、図V-2のような概念図が提示され、新技術の実用化や実証展示、普及、土壤分析診断、経営情報の収集、優良種苗の増殖・供給、農産物加工試作などを行う施設が想定されている。

以上のような道の農業振興ビジョンに沿って、道内各地で農業センターあるいは農業センター機能の一部を担う「地域農業技術センター」の設置が進められている。

しかし、現実のセンターは本来目的とした機能を十分果たしているとは言い難いものも多く、道もこうしたセンターが「単なる建物整備に終わっている例も散見される」という認識をもっている。

図V-2 地域農業技術センター概念図



2) 「農業センター」の概念について

実は、農業センターの概念は目新しいものではない。従来、農業センターは「農業管理センター」とか「農業振興センター」、「農業総合管理施設」などと種々の名称でよばれ、地域の農業のシステム化を考えるにあたって、中核となる組織として位置づけられ、その中の一部の機能として「地域農業技術センター」がある。

「農業管理センター」という言葉が普及し、注目されるようになった契機は、昭和45年頃からであった。その契機は、経済審議会農業問題研究委員会が日本農業進歩への途として提言した「農業の装置化とシステム化」のなかで農業管理センターの設置を提案したこと、全町農業構造改善事業を実施し全町稲作協業化にもとづく全町農業協業化に成功した静岡県大浜町（現在の大東町）で、農業管理センターが重要な役割を果たしたことによる。³⁾

この大浜町の農業管理センターで目指したものは「大企業における総合本社機能をもった機関」といったもので、大浜町農業の調整をはかるコントロールタワーの役目だった。⁴⁾

当初想定された農業管理センター（農業センター）の機能は要約すると次のようなものである。

・ 総合企画、総合調整機能

「市町村、農協、普及所、がそれぞれ個別の長期開発計画、営農計画、普及計画をもっているが、それが相互に関連しないばかりか矛盾している例も少なくない。これらを相互に関連させ、総合的な計画、総合的な調整を行うこと。」

・ 組織指導機能、権限配分機能

「地域農業が一つのシステムに統合されるための社会的、政治的結合力を強化すること、構成要素の社会的統合を維持発展させるために組織指導すること。地域農業が将来、何らかの形で集団組織を単位に構成されていくとすれば、この機能が特に求められる。農業経営の協業体あるいは集団組織は、その持つ組織的特性からきわめて不安定なものである。」

・ 情報センター機能

「内外の正確な情報を把握し一定の加工を加え地域農業の構成員につたえること」⁴⁾

現状では、町や農業委員会、農協などの関係機関団体が上記のそれぞれ機能を分担している。こうした機能を全て持った組織が、本当に可能なのかという疑問は残る。しかし、関係機関団体が一体となって地域農業のシステム化に取り組むとすれば、上に要約した機能の全ては無理としても、どうしても「農業管理センター」のような概念が必要なってこよう。

残念ながら府県の農業管理センターは、経理処理のコンピュータセンターや事務所の建

物だけという状況になってしまった。道内においては、地域農業のシステム化の中核となるべき農業センターは、その機能の一部であったはずの技術センターに変質してしまっているのが現実の姿である。

なぜこのような現実になってしまったかを検討するのは、ここでの目的ではないので触れない。一つだけ強調しておきたいのは、施設などのハードよりもソフト（機能）を現実の組織のなかにどう具体化させるかを優先すべきだったということである。

2. 農協の営農指導事業の現状と課題

個別経営や営農集団を支援するために、生産にまつわる施設や土地、機械、労働力などを地域のなかでどう効率的に結び付けるか、別な言葉で言えば「地域農業のシステム化」を考えるに当たっては、前述したように「農業センター」が中心的役割を果たすはずであった。

美深町でも地域農業のシステム化を指向しながら営農集団を全地区で組織し、機械銀行、育苗センター、共同集荷施設など個々の取り組みはなされてはいるが、こうした仕組み一つ一つが機能を発揮しているであろうか。そして、個別のシステムを有機的に結び付けるための取り組みははたして十分であったろうか。

現状では農業センターの機能は関係機関団体がそれぞれが担っており、これらを調整し、全体として有機的に結び付けられるような新たな組織を生み出すことは大きな困難が予想され、関係者の意識変革が求められるだろう。こうした現実があるにせよ、関係機関団体がもつそれぞれの機能や地域の生産関連施設、機械を営農集団の機能と有機的に結びつける役割を担う組織が必要なことは疑いない。とりわけ生産・販売を直接担う農協の営農指導が地域農業のシステム化に果たす役割は大きい。

そこで、ここでは農協の営農指導の現状と課題について検討したい。

(1) 一般的営農指導の考え方

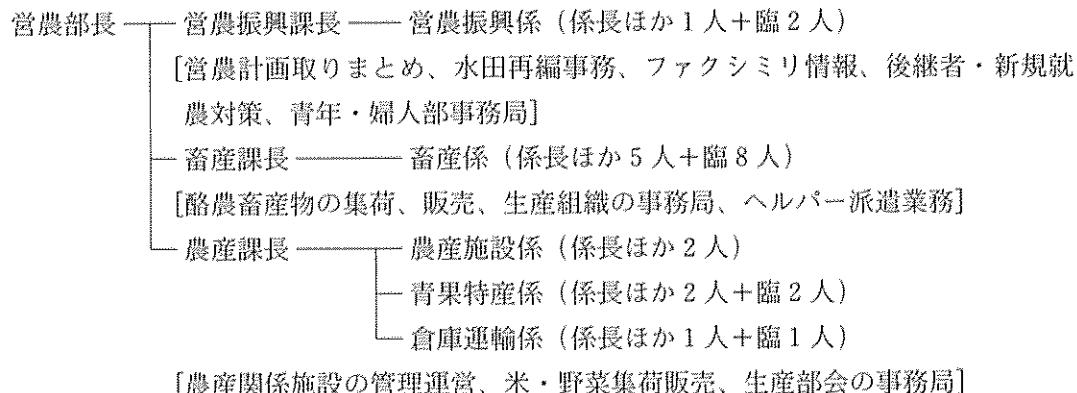
農協の営農指導は教科書的には、生産技術指導と農業経営指導、産地形成指導、地域農業再編指導などに分けることが出来る。しかし、現実には営農指導事業は農協の事業のなかで確固たる位置づけがなされていなかったわけではない。⁵⁾一般的には「営農指導サービス論」と「技術指導決定論」の大きく二つの対立した見解に偏っているケースが多い。ここで「営農指導サービス論」とは、肥料・農薬の販売に付随したサービスを提供するものでいわゆるセールス・エンジニアの機能であるという考え方である。また、「技術指導決定論」とは、農家で作物の栽培、家畜の飼育など技術的指導がその機能であるという考え方である。⁶⁾

しかし、これから農協における営農指導事業は、こうした狭い意味の仕事ではなく、

生産から販売まで農協の全体の事業にかかわる機能を持つ必要があると言われている。「技術および経営の向上をはかるため」農家の主体的な行動を促すという機能が必要ということである。もっと具体的にいえば、単に栽培や飼育のテクニックに限らず、農業経営計画を立てる技術、生産・流通施設の管理運営や加工の技術、生産物の取引技術、簿記・会計技術など、経営全行程にわたる専門的技術や方法を指導・支援することといってよい。⁶⁾

(2) 美深町農協の営農指導事業の現状

ところで、美深町農協の営農指導事業の現状はどうなっているであろうか。営農関係の組織と業務内容は下図のとおりで、営農部は3課からなっており、部長以下28名（うち臨時者13名）の職員が配置されている。



農家調査と関係機関調査を踏え、営農指導部門の主要な問題点として、次の三点を上げることができるかと思う。

第1に、いわゆる技術担当の職員がほとんどいないということである。したがって、農畜産物の生産技術や新しい技術についての教育訓練もほとんど行われていない。第2に、日常的に農家と接触するだけの人員体制が整っていないと思われる。従って、農家の個々の経営や営農計画について計数的な把握が充分なされていない。第3に、新しい作目や販路の開拓に対する積極的な取り組みが充分ではないことなどが上げられる。

こうした営農指導事業の体制的な問題もあって、農家から農協に対し「もっと農家との接触を多くして欲しい」という要望につながるのであろう。また、表V-1に見られるように「営農技術指導の強化」を求める農家が多いことにも指導体制の問題が現れている。

更に、表のなかで「生産組織の育成強化」、「営農集団の育成強化」に対する指導の要望が多いことからも、現状の生産組織や営農集団に対する営農指導の機能が、単に事務局機能に終わってしまっているのではなかろうか。

表V-1 農協の営農指導に関する農家アンケート調査結果

[問：農協の営農指導に求めるものはなんですか] 複数回答
 (回答数264戸 全農家対比60%)

選 抹 項 目	戸数	比率*
① 営農集団の育成強化	86	33%
② 生産組織の育成強化	92	35
③ 個々の経営指導及び経営診断	88	33
④ 営農技術指導の強化	110	42
⑤ 新規導入作目の指導	60	23
⑥ 税務、簿記の指導強化	10	4
⑦ 基盤整備への取り組み	37	14
⑧ その他	6	2
計	489	

平成3年7月調査、記名調査 *264戸に対する比率
 出所：『美深町農協5ヶ年計画（平成4～8年度）』

こうした問題を解決する方策としては種々考えられるが、ここでは特に以下の3つを上げておきたい。

第1に、農協内部の営農指導関係の人員体制や職員教育の充実、と同時に現在計画中の「美深町農業活性化センター」の積極的活用を考えるべきである。

第2に、各種の技術研修会への参加や部会・営農集団の先進事例の視察など農家の意識変革を図ると共に、地域リーダーの育成につとめる必要がある。

第3に、農家の経営実態や意向を計数データとして把握すること。そのためには、少なくとも年に1回以上は担当者が農家を巡回できる体制を整えるべきだろう。そうしたことを通して、担当職員の資質向上や農協に対する農家の信頼の向上につながっていくと思われる。

一方、地域のなかで単に農協だけが農家の営農指導を担っているわけではない。農協の営農指導事業を地域の農業のなかでどう具体化させるかを考えるとき、農業関係機関が歩調をあわせてはじめて、農家にとって真に意味のある営農指導となる。こうした意味で、「農業センター」の総合調整機能や組織指導機能、情報センター機能をどう現実のものにするかが問われるだろう。

現実的には、町、農業委員会、普及所、農協など関係機関団体がそれ各自々に担ってきた機能のうちで、農業センターの機能で補完することによって、何が効率的かつ有機的に結び付けられるかを考えることになる。

3. 「農業活性化センター」の在り方

以上に述べたきたことをもとに、美深町の「農業活性化センター」の在り方について考えてみたい。

今、農家から求められているいるのは個々の技術対応だけでなく、担い手の不足や農家の高齢化、収益の停滞をどう切り抜けるかという総合的な取り組みではなかろうか。こうした観点から、美深町農業活性化センターは、基本的にはセンターを単なる技術センターではなく、前述した「農業センター」の機能（総合企画、組織指導、情報センター機能）をある程度取り込んだものとして考えるべきだろう。

農業活性化センターについては、既に事業内容の検討が進みつつあるとのことであるが、つぎのような機能を持たせることを提言したい。

(1) センターの運営体制について

関係機関団体と農家代表などで構成される協議会で、センターの運営は協議されることになると思うが、コンピュータ研究会や各作物部会、農協の実務担当職員などの意見も積極的に取り入れるべきだろう。それによって、組織全体の活性化も期待できる。

普及所の全面的支援を受けて、町、農協の職員が出向して運営に当たることになるだろうが、センターを教育の場としても捉え、技術職員の養成にも積極的に取り組むことが大切である。そのためにも、目先の成果だけを考えずに連合会などが主催している各種の研修会などにセンター職員を出すことが是非必要である。そうすることによって、職員にとって魅力ある職場づくりにもなるだろう。センターが本来の役割を果たせるか否かは、ひとえに人材の確保にかかっていることを多くの事例が示している。

(2) 企画・調整機能

農業機械銀行、農作業受委託、農地銀行や土地利用計画策定の拠点としての機能をもたせる。そのため、農地、農家の台帳等をコンピュータに蓄積する（データベース化）することが基礎となる。これらのデータを利用し、農業機械銀行、農作業受委託などの斡旋を行ことができるだろう。また、農地の流動化促進や振興計画、水田再編等の事務処理の拠点としての役割も持たせることができる。将来的には、センターが水田の防除など限られた作業を受託することも検討すべきだ。

農家や集団のリーダーなどがここへ来れば、自分の地域に関するデータを見ることができ、気軽に相談の場としても利用できるようにしたい。

(3) 農家の教育研修機能

農家がいつでも利用できる教育研修の場とする。美深町においては、既にコンピュータによる簿記記帳を行っている農家も数十戸あり、これらの先進的農家はコンピュータ研究会を組織し、研究会が所有する機械も農協に置いてある。こうした農家は今後急速に増えてくると思われる所以、農家に計数的経営管理を教育するための施設として位置づけることが時代の要請に答えることになる。教育用のコンピュータ（数台）を設置し農家に対する指導を行うと共に、コンピュータを持たない農家がここで納税事務処理等ができるようにするのも農家の新しい経営感覚を身に付けるためには助けになるだろう。

(4) 試験・研究機能

①ほ場試験について

従来、普及所、農協が行ってきた各種栽培試験を行う。この場合、農協の販売戦略と連動させ、生産部会などと連携して美深町に適する新しい野菜の品目・品種・作型などに取り組むことを考えることが大切である。

②組織培養について

労働力不足のなかで野菜を振興するためには、安価な苗をセンターが供給することは何よりその助けになるはずである。しかし、種苗供給に附隨した組織培養は多くの労力と経費が必要である。また、新たな作目の培養苗が必ずしも実用化できるとは限らずリスクが大きい。イチゴ、花百合、食用百合、ながいもなどについては、自ら組織培養を行う必要があるのだろうか。ウィルスフリー化したい個体や増殖したい個体の選定は自から行うとしても、組織培養の作業は外部に委託し、ウィルスフリー化した原種のほ場増殖のみをセンターで行う方が経費が少なく、リスクが少ないと想われる。

③土壤分析について

土壤分析も分析を中心と考えないでは場合の整備を先ず考え、土壤分析結果や耕作の難易、収量などを一筆ごとにデータベース化するなど、診断に重点を置くべきである。多量要素や塩基置換容量、磷酸吸収係数、微量元素の分析などは、労力と経費もかかることから必要に応じて外部依頼でもよいのではないか。外部依頼は、時間はかかるが1件2,000円程度で結果が得られる。人件費や設備費、試薬代を考えれば、自ら分析するよりはるかに経費は少なくてすむ。ただし、pHやECなどは農家が依頼すればすぐに結果が出せる設備程度は必要である。

(5) 情報収集・提供機能

情報の収集については、現実の問題として、地方の町村では情報が入ってこないという悩みがある。情報入手のために、可能なかぎり連合会や関係機関団体の研究会、研修会への参加や各種雑誌・資料の購入ができる予算と体制をつくることが重要である。

どのような情報を農家に提供するかによって、その伝達手段は異なる。

新技術や新品種、栽培試験成績、営農集団の先進事例などの情報は、数字の羅列ではなく分かり易い定期情報誌を作つてみてはどうだろうか。既に導入されているファクシミリ情報システムでは、即時性が高く一回に送るデータ量が余り多くない情報が中心になるだろう。例えば、気象予測や青果物市況、生乳検査結果、pH・ECなど簡単な土壤分析結果、農業関係機関団体からのお知らせなどである。当然このシステムで情報を送ることによって送る側の合理化は進み、受け手も情報が早く入手できる。しかし、このシステムを情報センターの機能に取り込むに当たっては、提供する情報の内容も充実させなければ意味がない。例えば、気象予測は、美深町にあるアメダスポイントの情報を基に美深町の短期予報をいつでも農家が見られるようにしてはどうか（予報は気象協会などに依頼することになるが）。

仁宇布地区や清水地区のように市街から離れた地区もあるので、パソコン通信ネットワークも検討してみてもよいだろう。離れた地区の若い人達同士の情報交換とセンターとのつながりを持つてもらう手段としては意味がある。また、データ転送もできるので経営診断にも利用できるだろう。

4. 他町村での農業技術センターの参考事例

道内には「農業活性化センター」、「農業技術センター」あるいは「農業技術拠点施設」と呼ばれる施設が約100ヶ所ある。これらの施設のなかには、地場農畜産物の加工施設あるいは組織培養の施設のみというところもあるが、地域農業システムの技術拠点として機能を発揮している事例もある。ここではその中から四つの事例を紹介することによって、「美深町農業活性化センター」のイメージをより具体的なものとしたい。

(1) 風連町農業振興センター

<管内農業の概況>

農家戸数757戸うち専業173戸、第1種兼業491戸、第2種兼業93戸（北海道農業基本調査平成3年）で、約77%が兼業農家である。耕地面積と作付面積は表V-2、V-3に示す通りで、耕地面積4,867haでうち約6割が水田となっている。近年、アスパラガスやかぼちゃ、百合根などの作付けが急激に伸びている（表V-4）。表V-5に平成4年度の農業粗生産額を示す。

表V-2 風連町耕地面積（平成4年）
(単位: ha)

田	普通畑	樹園地	牧草地	計
3,900	713	10	244	4,867

出所：北海道農林水産統計年報

表V-3 風連町作付面積（平成4年）
(単位: ha)

水稻	小麦	馬鈴しょ	豆類	てん菜	飼料作物
2,700	426	29	579	63	367

出所：同上

表V-4 風連町野菜作付面積（平成3年）
(単位: ha)

だいこん	ニンジン	はくさい	キャベツ	かぼちゃ	露地	スイート	たまねぎ	アスパラガス
メロン	コーン							
15	10	11	12	27	32	16	29	33

出所：北海道農林水産統計年報

表V-5 風連町農業粗生産額（平成4年）
(単位: 100万円)

耕種	畜産	計
4,310	378	4,688

出所：同上

<センター設置の経緯>

センターが設置されたのは平成2年である。センターの設置については農家や農協の強い要望があったというより、行政側からの働きかけによるものだった。計画の発端は、農業委員会の建議書からということである。

従来から、農協には技術関係の営農指導職員は少なく、昭和58年から普及所のOBが嘱託として配置されていた程度であった。また、普及所が名寄に統合されたことも、技術指導を難しくした。農家が電話すれば普及所の職員は来てくれるが、兼業が多く農家が家にいないこともあるって電話しないことが多いとのことである。こうしたことから、徐々に

農家間で技術レベルの格差が出てしまっていた。青果関係の技術については、道北青果連の指導も受けているので体制的には整いつつあるが、農家からは農協職員が技術を身につけ農家回りをして欲しいという要望は強かった。こうした背景から、農家に対する技術的な支援をする必要がありセンターの設置が決まった。そうしたこともあるって、当分は技術指導や作物の実証展示が中心になるようである。

この施設の特徴としては、技術拠点としての設備と職員が充実していることである。所長と技術職員に町外から経験を積んだ人材を見つけられたことは非常に好運だったと思われる。

＜組織体制・予算＞

- ①組織 所長（1名）、営農指導員2名（所長が兼務）
　　ほ場管理1名、臨時職員1名、施設技術員2名 計7名
- ②平成4年度の運営予算は、約2,600万円（職員の人工費は除く）で町70%、農協30%の負担割合である。
- ③センターの運営については、関係機関による「運営協議会」でセンターの事業内容を検討していく。
- ④職員教育については、上川農試（土壌診断について）、中央農試（組織培養について）に研修に出した。

＜センターの機能＞

- センターの主要業務は次のようなものである。
- ①ファクシミリ情報センター
　　このシステムで、町、農協、普及所などからの情報を農家に伝達する。急ぐ土壌分析結果なども分析終了後ただちに知らせることができ、威力を発揮している。
 - ②各種栽培試験、実証展示
　　1.3haの試験ほ場を所有し（平成5年に1.7haを新たに取得予定）水稻施肥試験、野菜や花き品種試験、栽培試験、ウィルスフリーいちご・百合根の増殖などを行っている。
 - ③土壌分析診断
　　年間約2,000点を分析、1ha当たり1点分析し、5年で全筆を分析する計画である。計画的に行う分析と簡易な項目については無料で、一般項目は500円、微量元素などの特殊分析は2,000円である。
 - ④組織培養による苗の供給

組織培養については、イチゴ、花百合、食用百合などを手がけているが、苗の供給はまだ試験段階である。町内で育成された桜の新品種「大雪」なども増殖している。

⑤センターでの農家に対する各種研修会の開催

(2) 厚真町農業経営センター

<管内農業の概況>

総農家戸数767戸で、うち専業農家282戸、第1種317戸、第2種168戸となっている（北海道農業基本調査平成3年）。約63%が兼業農家という地帯である。表V-6、表V-7に耕地面積と作物別の作付面積を示した。水稻が全耕地面積の約43%を占め水稻を中心であるが、ブロッコリー、ほうれんそうなどの野菜にも力を入れている（表V-8）。表V-9に示すように農業粗生産額の約38%を畜産が占める。家畜の飼養頭数は黒毛和種1,091頭、肉豚4,500頭、乳牛805頭（農協資料平成3年度）と肉牛、肉豚の頭数が目立つ。

表V-6 厚真町耕地面積（平成4年） （単位：ha）

田	普通畑	樹園地	牧草地	計
3,710	1,200	20	937	5,867

出所：北海道農林水産統計年報

表V-7 厚真町作付面積（平成4年） （単位：ha）

水稻	小麦	馬鈴しょ	豆類	てん菜	飼料作物
2,550	290	165	604	200	1,452

出所：同上

表V-8 厚真町野菜作付面積（平成3年） （単位：ha）

だいこん	かぼちゃ	露地メロン	スイートコーン	アスパラガス
16	57	13	46	18

出所：同上

表V-9 厚真町農業粗生産額（平成4年）（単位：100万円）

耕種	畜産	計
3,743	2,256	5,999

出所：同上

<センター設置の経緯>

昭和50年に技術指導を主体とする業務を行う施設として設立された。その当時は、町と農協に技術者がおり、普及所の指導をバックアップする体制になっていた。しかし、農家から技術者を一ヵ所にまとめて欲しいとの要望があり、普及所の統合を契機として、センターの設置が決まった。

センターが設置されてからの期間も18年ほど経過し、その機能について見直すべきだという意見が町関係者や農家から出ているので平成4年度末に検討を予定している。農家からは、技術的な指導だけでなく経営指導もして欲しいという要望もある。また、農家の集合指導に対する出席率が50%を切るようになり指導の形態も課題となっているとのことだ。

このセンターの特徴は、センターを拠点に技術指導を中心に幅広い営農指導を農協と町が一体となって取り組んでいることだろう。センターの事務所も農協の事務所と同じフロアにある。

<組織体制・予算>

①組織 所長1名、職員5名、計6名

(町から3名内1名は兼務、農協から2名、臨時1名)

②平成4年度の予算は2,913万円であった。また、町、農協の予算でセンターが試験を実施しているものもあるので、実際はこの額を上回る。これらの運営経費は、町との農協が折半して負担している。

③センターの事業内容については、運営委員会(決定機関)、幹事会で審議して決めている。

<センターの機能>

主要なセンターの業務は以下のとおりである。

①各作物の栽培指導

水稻、てん菜、大・小豆、小麦、野菜(メロン、ほうれんそう、アスパラガス、馬鈴しょ、カボチャ、スイートコーン、ゴボウ、ながいも、ゆり根)

②情報提供

技術関係の情報を農家に提供しているほか、パソコン通信の農業ネットワーククラブや野菜振興のビデオ作成なども行っている。

③各種栽培試験、調査研究

各作物の肥料、農薬等の試験、品種比較試験のほか、農産物低温貯蔵試験なども手がけている。また、農家家計費調査などの調査、試験場の協力を得て米の食味向上のための調査も行っている。センター発足当時は土づくりに関するテーマが中心であったが、現在は幅広いテーマに取り組んでいる。

④土壤分析、気象観測

土壤分析についてはpH、ECのみで、他の項目についてはホクレンに依頼している。厚真町内の三ヶ所の水温、気温を観測しており、20年間にわたるデータを蓄積し、指

導の参考にしているとのことである。

(3) 北村農業技術拠点施設

<管内農業の概況>

総農家数765戸、うち専業農家数274戸で、兼業農家数は第1種が439戸、第2種が52戸である。表V-10、表V-11、表V-12に耕地面積と作付け作物を示した。平成4年の作付けは、約64%が水稻作、約20%が小麦作で大半を占めており、野菜についてはどの品目も面積は大きくはなく水稻作中心の地域である。表V-13に平成4年度の農業粗生産額を示す。

なお、北村は北海北村、空知大富、岩見沢市、岩見沢幌向の各農協の管内となっていたが、平成5年2月から広域合併した。

表V-10 北村耕地面積（平成4年） （単位：ha）

田	普通畑	樹園地	牧草地	計
6,290	383	3	176	6,850

出所：北海道農林水産統計年報

表V-11 北村作付面積（平成4年） （単位：ha）

水稻	小麦	馬鈴しょ	豆類	てん菜	飼料作物
4,360	1,400	15	179	7	247

出所：同上

表V-12 北村野菜作付面積（平成3年） （単位：ha）

はくさい	だいこん	にんじん	キャベツ	かぼちゃ	露地メロン
13	24	10	20	27	32

出所：同上

表V-13 北村農業粗生産額（平成4年）（単位：100万円）

耕種	畜産	計
7,230	308	7,538

出所：同上

<施設設置の経緯>

センターは昭和63年に設置された。管内4農協の技術指導場面での連携が必要であるとの認識から、その拠点として施設が設置された。センター設立に当たっては行政が主導的な役割をはたし、現状の運営についても行政が中心となっている。そうしたことから施設も役場に近く、施設長、副施設長、管理係長、管理係は役場の産業課長、同課主幹、農業振興係長、同係が兼任している。

事業の内容は、土づくりを中心として土壌分析診断、新技術、新作物、栽培技術に関する情報提供である。また、農協には営農指導担当職員が少なく、技術指導が手薄になっていたことから、行政が「農業技術専門員」を1名配置することにした。現状では、こうした指導技術者の確保はかなり難しい状況にあるとのことである。

<組織体制・予算等>

①組織 施設長1名、副施設長1名、職員2名（以上4名は町職員が兼任）

　　経理1名、農業技術専門員1名、臨時1名

②平成4年度の運営費用は1,390万円（人件費の一部を含む）で、約7割を行政が負担し
　　残り3割を4農協が面積割で負担した。

③村議会、農業委員会、4農協など関連機関団体と農家代表で構成する運営協議会で施設
　　の運営を協議決定している。

④施設の補助事業名＝農村地域農業構造改善事業

<センターの機能>

①土壌分析診断

　無料で、年間約2,000点の分析と診断票を作成し、施肥設計の指導も行っている。ほ
　　場の土壌断面調査については、普及所の協力を得ている。他の町村からも分析の依頼を
　　受けることもあるとのことであった。

②各種栽培試験、実証展示

　役場が2.3haの農地を保有し、水稻を中心に畑作物、野菜、花きについて各種栽培試
　　験を行っている。試験成績は、「技術員連絡協議会」等で報告している。

③耕地データの蓄積

　オフィス・コンピュータに管内の約4万筆のほ場に関するデータを蓄積している。蓄
　　積内容は、ほ場の属性データ、基盤整備歴、貸し手農家名、土壌分析結果等で、農業委
　　員会の農地基本台帳の補助的役割である。役場の農業振興係がデータ入力をしているこ
　　ともあって、役場での種々の計画策定にも役立っている。

④農家の生産指導

　農家に対し水稻を中心とする技術指導および新技術の情報提供を行っている。農家への
　　「お知らせ」といった連絡は、昭和59年に設置された同報無線が活用されている。

(4) 厚沢部町農業振興公社

<管内農業の概況>

総農家数590戸、うち専業が195戸、第1種兼業218戸、第2種兼業177戸（平成3年）であり、兼業農家は67%となっている。耕地面積4,320haで、うち水田が約50%を占める（表V-13、14、15）。だいこん、ほうれんそう、かぼちゃなどの野菜の作付けが伸びてきており、農協の野菜の生産額は全農業粗生産額の3割強で19億4千万円（平成3年度）に上っている（表V-16、17）。

表V-14 厚沢部町耕地面積（平成4年）

（単位：ha）

田	普通畑	牧草地	計
2,060	2,140	113	4,320

出所：北海道農林水産統計年報

表V-15 厚沢部町作付面積（平成4年）

（単位：ha）

水稻	小麦	馬鈴しょ	豆類	てん菜	飼料作物
1,100	83	573	699	87	270

出所：同上

表V-16 厚沢部町野菜作付面積（平成3年）

（単位：ha）

はくさい	だいこん	にんじん	キャベツ	かぼちゃ	露地メロン
7	254	37	33	30	27

出所：同上

表V-17 厚沢部町農業粗生産高（平成3年）（単位：100万円）

水稻	一般畑作	野菜	畜産	計
1,350	1,740	1,940	83	5,895

出所：厚沢部町農業振興計画書

<設立経過>

平成4年に町の農業振興計画『農にいきる2』がつくられ、農業技術センターの積極的活用や農作業の受委託の促進についても取り組むべき課題として取り上げられた。センターについては、気楽に相談でき研修できる場として農家からの要望が強かった。農業の担い手の不足や高齢化が進むなか、野菜作付けの面積が増加したことなどから労働力の不足が顕著になってきた。また、集約作物の導入により農家の労働時間も長くなり生活全般にゆとりがなく、農家も農休日の設定などを望む声が多かった。こうした背景のなかで、農作業の受託と農業技術の試験研究や展示を目的として、町と農協が平成5年に有限会社厚沢部町農業振興公社を設立した。公社は當林所から町が払い下げを受けた土地に町が道の補助を受けて、事務所を建設した。

組織の形態については、作業受託にかかる職員の雇用や経営収支の明確化という観点から種々検討したが、結局有限会社とした。

<組織体制、予算>

①組織 有限会社であるため、代表取締役社長は町長、取締役副社長は農協組合長である。

センター支配人（所長）1名、次長1名、職員8名（うち臨時者5名）

計10名

②出資金 町1,000万円、農協1,000万円

③経費 平成5年度予算 総額4,000万円（臨時者の給与を含む）

構造改善部門（作業受託） 2,100万円

試験研究部門 1,900万円

<事業内容>

①構造改善部門（作業受託）

- ・ラジコンヘリによる防除
- ・山ごぼうの深耕ロータリー耕
- ・ながいも、ごぼうのトレンチャー耕
- ・メロンベッド造成
- ・マニュアスプレッドによる堆肥散布
- ・サブソイラー土壌改良
- ・水田の畔塗り
- ・水田、畑作の耕起
- ・ハウス内除雪
- ・融雪剤散布
- ・農産物の出荷（米、馬鈴薯、豆類）

②試験研究部門

- ・野菜、畑作物の品種比較試験、肥料試験、栽培試験、各種資材試験
- ・土壌診断、pH、ECは年間を通して受付、その他は10月から2月
- ・技術情報の収集、提供
- ・農家、町内外住民の研修、交流

③施設 敷地面積20ha ほ場4ha 管理棟、作業棟

土壤分析機器、ラジコンヘリ、トラクター、作業機など

〈課題、将来構想〉

現在の建物は、事務所と分析室、研修室があるが、研修室は手狭であるため平成6年に新たに研修棟が建設される予定である。また、敷地内で温泉のボーリングを進めており、休憩場所なども作られことになっている。

試験研究については、道南農試との連絡試験的なものも手がけることになっており研究者や近隣町村の技術センター職員との交流もあるが、情報は入り難いとのことである。

受託作業については、赤字を出さない程度にしたいとのことであったが、料金が割安ということもあり、農家の委託要望も強いことからヘリや作業機も増やさなければならないとのことである。

また、キャベツなどの苗の供給をして欲しいという要望も多いことから、プラグ苗の供給も始める予定である。

【参考資料、引用文献】

- 1) 北海道、「地域農業のガイドポスト」1989年3月、P 48
- 2) 黒沢 不二男、「地域農業のガイドポスト」による地域農業づくりの実践
『北海道農業経済研究』第2巻2号1993年3月、pp 14~21
- 3) 高橋 正郎、「農業管理センターの在り方」「農業構造改善」1971年6月、pp 8~13
- 4) 高橋 正郎、「原点に遡って農業管理センター機能を考える」「農業管理センターの理念と現実」(日本の農業157) 農政調査委員会、1986年1月、pp 122~125
- 5) 太田原 高昭「地域農業の振興と農業の課題」「明日の農協」農山漁村文化協会、1986年9月、pp 68~72
- 6) 甲斐武至、「農協営農指導入門」全国協同出版平成2年8月、pp 32~

執筆者一覧

- | | | |
|---------|---------------------|------------------------|
| I. III. | 佐久間 衛 (さくま まもる) | 専修大学北海道短期大学教授 |
| II. | 東山 寛 (ひがしやま かん) | 北海道大学大学院 |
| IV. | 柳村 俊介 (やなぎむら しゅんすけ) | 酪農学園大学助教授 |
| V. | 中村 正士 (なかむら まさし) | (社)北海道地域農業研究所
専任研究員 |

地域農業研究叢書 No.15

稻作限界地帯における農業展開と振興方向
——美深町農業振興計画に係わる地域診断報告書——

1993年6月発行

発行 社団法人 北海道地域農業研究所
〒060 札幌市東区北5条東7丁目375番1
電話 011(751)1103
